

茅野市こども・家庭の豊かな未来づくり推進計画
(茅野市子どもの貧困対策推進計画)
(素案)

茅 野 市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景.....	1
2 子どもの貧困対策に関する国・県の動向.....	1
3 計画の基本的な考え方.....	2
4 計画の位置付け.....	3
5 計画の期間と対象.....	3
6 子どもの貧困とは.....	4
7 子どもの貧困の捉え方.....	5
第2章 茅野市の子どもと家庭の状況	6
1 統計データからみえる子どもと家庭の状況.....	6
2 子どもの生活状況調査からみえる子どもと家庭の状況.....	11
3 子どもの貧困に関する指標.....	24
第3章 子どもの貧困に関する課題	27
1 子どもの生活に関する課題.....	27
2 子どもの教育に関する課題.....	27
3 相談体制の課題.....	27

第4章 計画の基本理念、基本方針、施策の体系 28

- 1 基本理念..... 28
- 2 基本方針..... 29
- 3 施策の体系..... 30

第5章 施策の展開 32

- 1 基本方針1 相談・支援体制の充実とつながりの強化..... 32
 - (1) 相談・支援体制の充実..... 32
 - (2) 関係機関へにつながりの強化..... 32
- 2 基本方針2 子どもとその家庭への支援..... 34
 - (1) 教育の支援..... 34
 - (2) 生活の支援..... 35
 - (3) 保護者の就労支援..... 38
 - (4) 経済的支援..... 39

第6章 計画の推進に向けて 40

- 1 計画の推進にあたって..... 40
- 2 計画の推進体制..... 40

1 計画策定の背景

国民生活基礎調査によると、平成30年の子どもの貧困率は13.5%と平成27年の13.9%に比べて減少しているものの、子どもの約7人に1人が貧困状態にあります。また、平成30年度の大人が1人の世帯の子どもの貧困層は48.1%と、平成27年に比べ改善していますが、依然として約半数が貧困状態にあります。

また、子どものいる世帯のうち、ひとり親家庭の世帯の割合は上昇傾向にあるなかで、ひとり親家庭の平均所得は、他の世帯と比べて大きく下回っており、子どもの大学進学率も低い状況にあります。

家庭の経済状況等によって、子どもや若者の将来の夢が断たれたり、進路の選択肢が狭まったりすることのないように、教育、生活面、親の就労等、様々な支援が求められています。

2 子どもの貧困対策に関する国・県の動向

(1) 国の動向

国においては、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を図るため、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、同法を踏まえ、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「子供の貧困大綱」という。）を策定し、子どもの貧困対策を総合的に推進しています。

また、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が制定され、子どもの貧困対策の推進に加え、子どもの貧困の解消に資することを目的として、児童の権利に関する条約の精神にのっとり子どもの権利を尊重すること、将来の「貧困の連鎖」を断ち切るだけでなく、現在の状況の改善を図ること等が明記されています。また、都道府県のみならず、市区町村にも子どもの貧困対策計画の策定が努力義務とされています。

子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることのない社会の実

現を目指し、必要な環境整備を図るとともに、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策の推進と子どもの貧困の解消に取り組むことが必要となっています。

(2) 長野県の動向

長野県では、平成28年に「長野県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、子どもたちが成長して自立するときに、選択肢が限定されないことがないように、夢と希望に向かった自立ができるような取組を行ってきました。

平成30年に、長野県子育て支援戦略、ながの子ども・子育て応援総合計画、長野県次世代サポートプラン、長野県子どもの貧困対策推進計画を一本化した、「長野県子ども・若者支援総合計画」を策定し、結婚・妊娠・出産、幼少期から青年期まで切れ目なく、次代を担う子ども・若者を社会全体で支え、応援するための長野県の取組や市町村、県民の皆様と協働する取組を総合的にまとめました。また、この計画は「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」を踏まえながら策定しており、基本目標を「子ども・若者の未来の応援」とし、子どもの貧困対策についても、施策が展開されています。

3 計画の基本的な考え方

平成26年に厚生労働省が発表した「国民生活基礎調査」によれば、平成24年の日本の子どもの貧困率は16.3%で、OECD（経済協力開発機構）加盟34か国中25位（2010年）であるということが明らかになりました。その後、令和元年の同調査では、子どもの貧困率は14.0%と、過去最悪だった平成24年から2.3ポイント改善したものの、依然として日本の子どもの7人に1人は貧困状態にあるという、非常に厳しい状況が続いています。

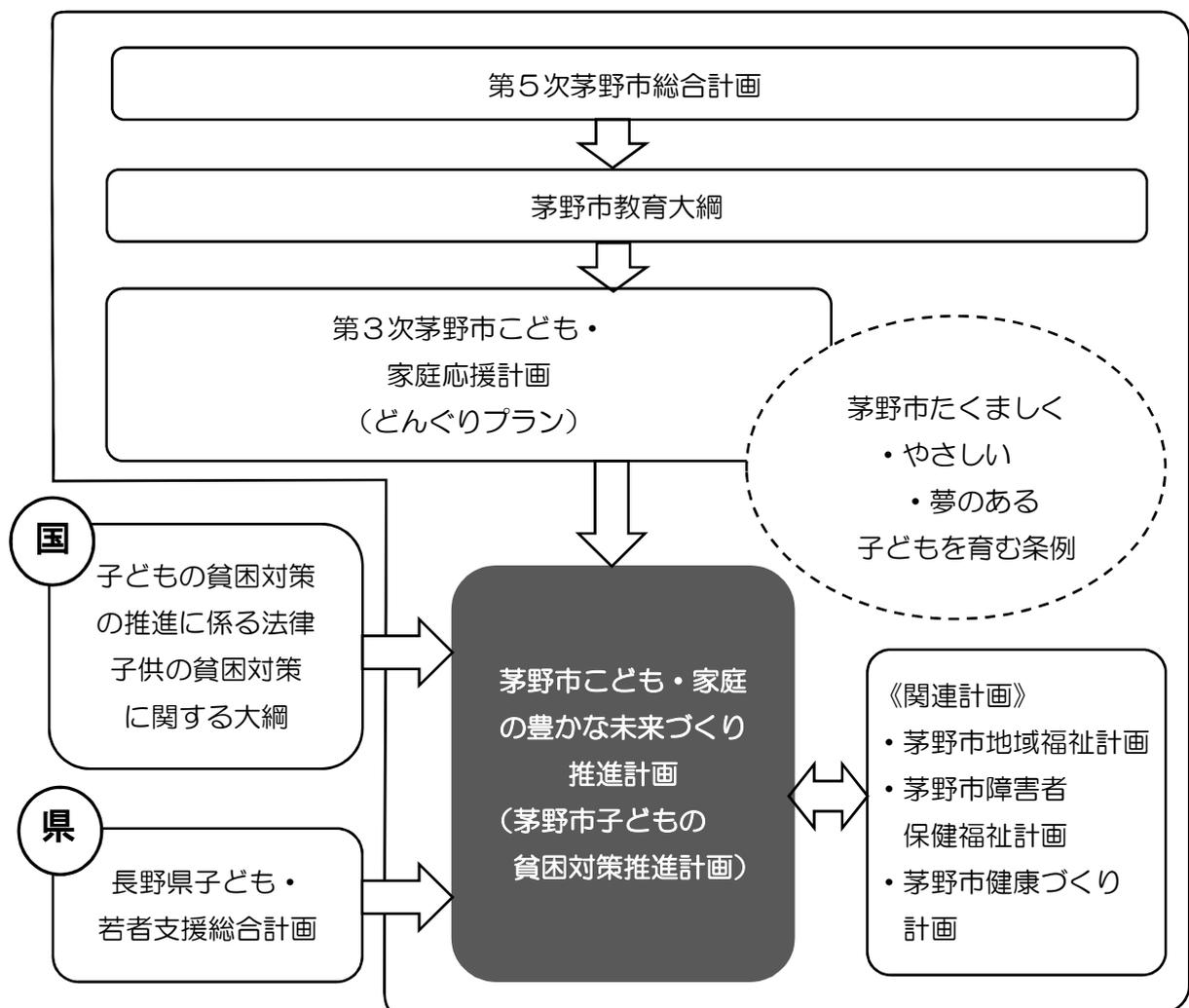
また、令和2年に入ってから、新型コロナウイルスの感染が世界的に拡大し、日本においても新型インフルエンザ等対策特別措置法による緊急事態宣言を発令するなど、これまでの生活が大きく変化しました。働き方の変更や収入減少などの影響があった子育て家庭も多く、今後も厳しい状況が続くことが懸念されます。

本市では、これらの状況を勘案し、すべての子どもが、将来に夢と希望を持って成長していけるまちの実現に向けて、「茅野市子ども・家庭の豊かな未来づくり推進計画（茅野市子どもの貧困対策推進計画）」を策定するものです。

4 計画の位置付け

本計画は、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が制定され、市区町村にも子どもの貧困対策計画の策定が努力義務とされたことを踏まえ策定します。

また、本計画は、本市の子どもの貧困対策を総合的に推進するために定めるものであり、法律及び大綱を踏まえつつ、県の計画と連携を図りながら、茅野市総合計画、茅野市教育大綱及び第3次茅野市こども・家庭応援計画（どんぐりプラン）のもと、関連する諸計画との整合性を図っていきます。



5 計画の期間と対象

本計画の計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。また、法律・大綱の改正や社会情勢の変化、関連計画の変更を踏まえ、必要に応じて見直しを図ることとします。

本計画の対象は、妊娠期から18歳までのすべての子どもとその家庭とします。

6 子どもの貧困とは

<「絶対的貧困」と「相対的貧困」について>

貧困状態を示す代表的な考え方として、「相対的貧困層」と「絶対的貧困層」があります。

相対的貧困とは、その国や地域の水準の中で比較して、大多数よりも貧しい状態のことを指しています。所得で見ると、世帯の所得がその国の等価可処分所得の中央値の半分（貧困線）に満たない状態のことを言います。

絶対的貧困とは、国や地域のレベルとは無関係に、生きるのが困難なレベルで生活水準が低いことを指しています。今日の夜食べるものがない、住む場所がないなどの状況が絶対的貧困に該当します。

<「子どもの貧困率」について >

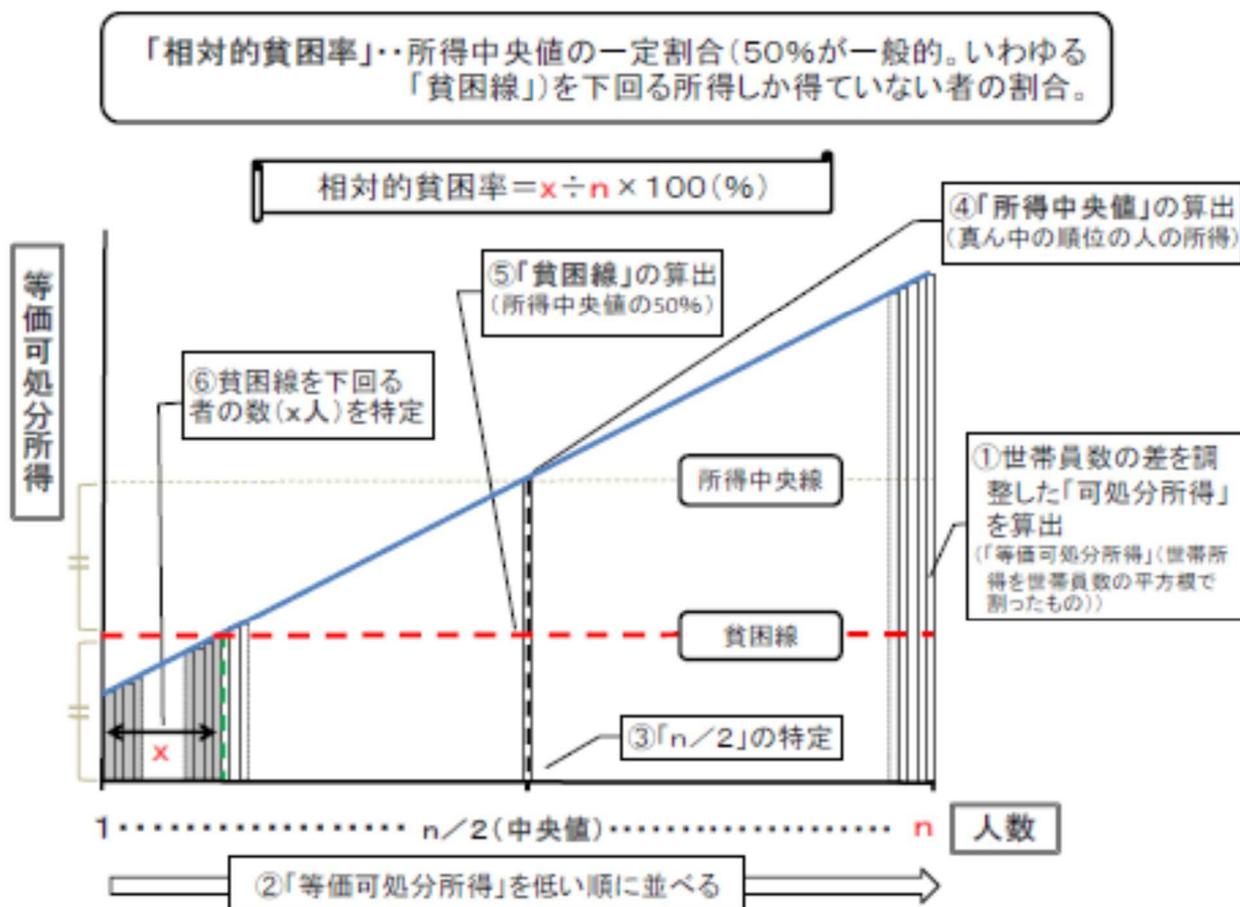
子どもの貧困対策の推進に関する法律において「子どもの貧困率」とは、「相対的に貧困の状況にある18歳未満の者の数として厚生労働大臣が定めるところにより算定した数が18歳未満の者の総数のうちに占める割合をいう。」とされています。

具体的には、「国民生活基礎調査」においては13.5%（平成30年）、「全国家計構造調査」においては、8.3%（令和元年）となっています。

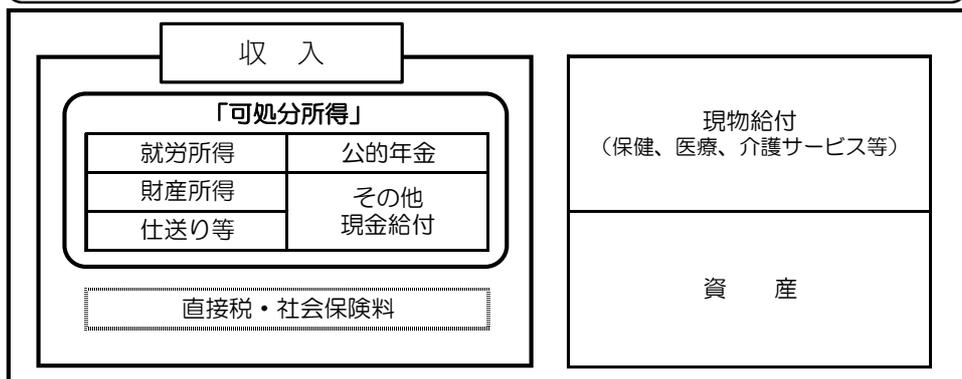
○子どもの貧困率

国民生活基礎調査	16.3% (平成24年)	13.9% (平成27年)	13.5% (平成30年)
全国家計構造調査		7.9% (平成26年)	8.3% (令和元年)

◎相対的貧困率の算出方法



相対的貧困率の算出に当たって用いる「可処分所得」には、以下の者が含まれる。※「資産の多寡については、考慮していない。」



7 子どもの貧困の捉え方

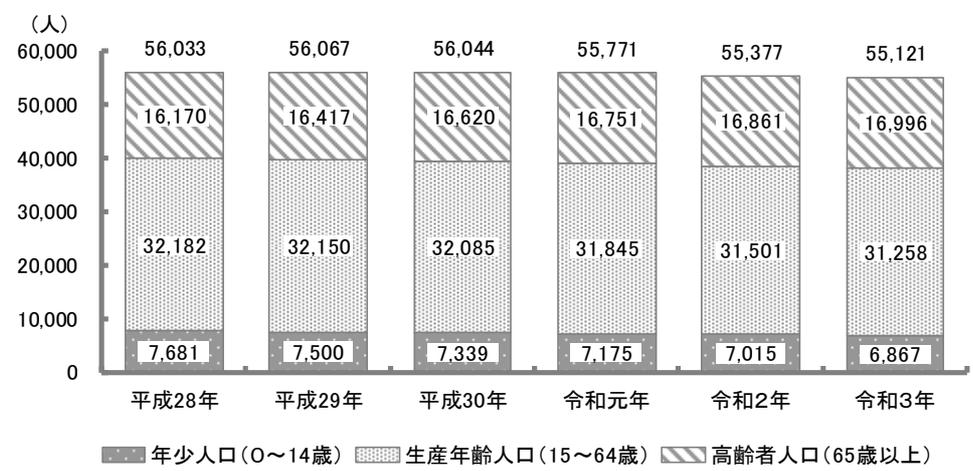
本計画において、「子どもの貧困」は、経済的な要因や社会的、文化的、歴史的などの要因により、子どもの生活や成長に必要なものや経験などが不足することで、子どもが健やかに育ち成長していく環境が損なわれている状況と捉えています。

茅野市の子どもと家庭の状況

1 統計データからみえる子どもと家庭の状況

(1) 年齢3区分別人口の推移

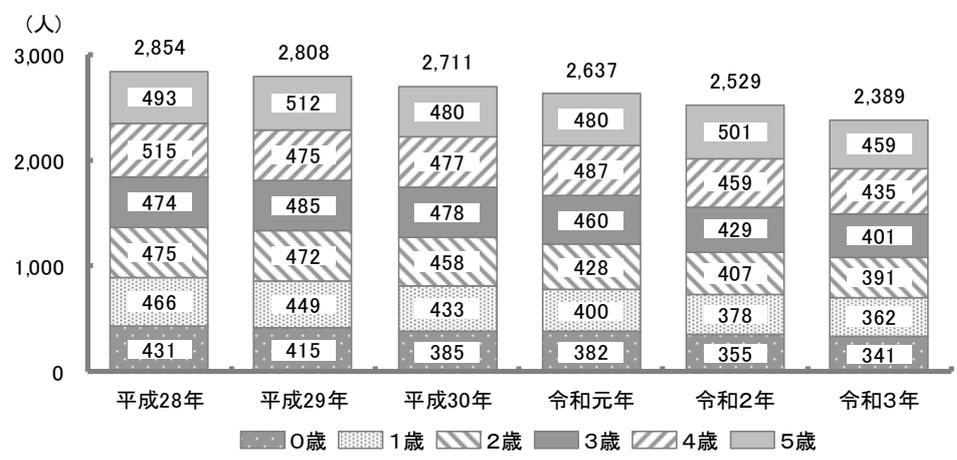
本市の総人口は平成28年以降減少し続けています。
 年少人口は、年々減少しており、令和3年で6,867人となっています。



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(2) 年齢別就学前児童数の推移

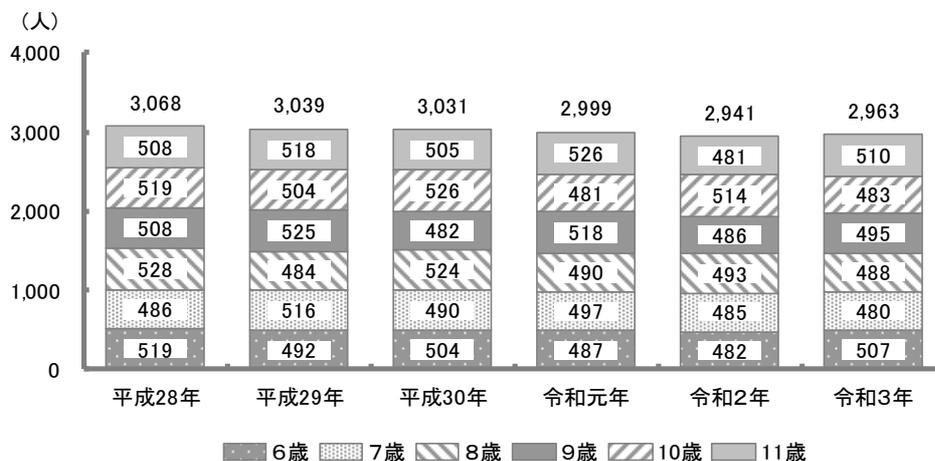
本市の年齢別就学前児童数は、年々減少しており、令和3年で2,389人となっています。



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(3) 年齢別就学児童数の推移

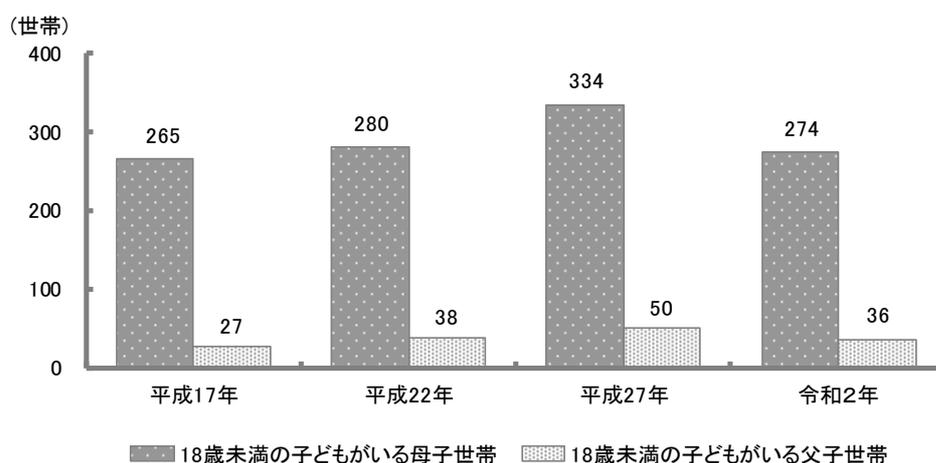
本市の年齢別就学児童数は、年々減少しており、令和3年で2,963人となっています。



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(4) ひとり親世帯の推移

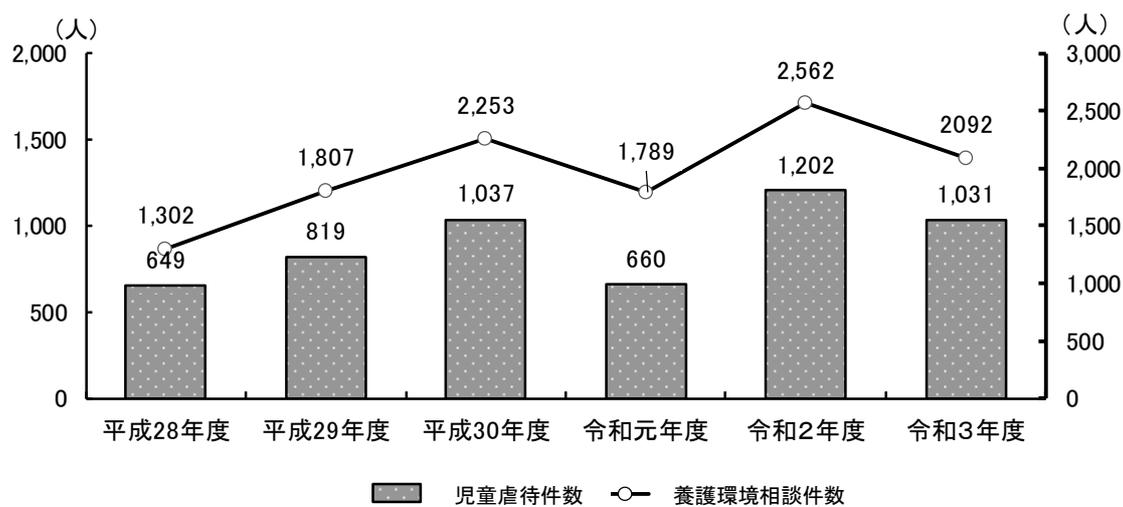
本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯数は、平成27年まで年々増加しており、令和2年で減少し、274世帯となっています。18歳未満の子どもがいる父子世帯数も、平成27年まで年々増加しており、令和2年で減少し、36世帯となっています。



資料：国勢調査

(5) 児童虐待・養護環境相談件数の推移

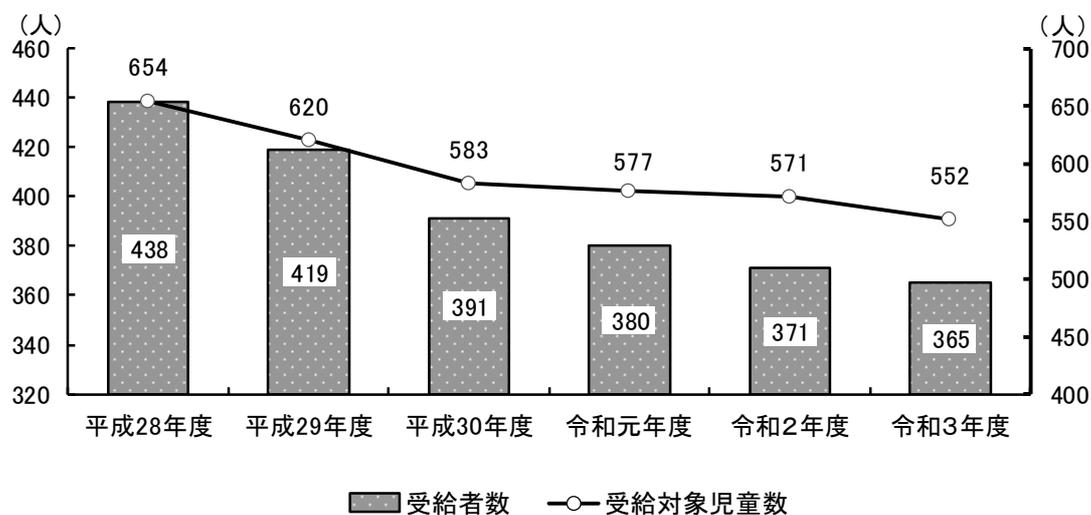
児童虐待・養護環境相談件数は平成28年度から年々増加傾向にあり、令和元年度と令和3年度は減少となっていますが、令和2年度は増加し、ここ6年間で1番多くなっています。児童虐待のここ数年の傾向としては、心理的虐待と身体的虐待が多くなっています。心理的虐待については、家庭内でのDV（ドメスティック・バイオレンス）が、子どもの面前で行われることが多くなっていることが要因として挙げられます。



資料：茅野市調べ（各年度3月末日現在）

(6) 児童扶養手当受給者数の推移

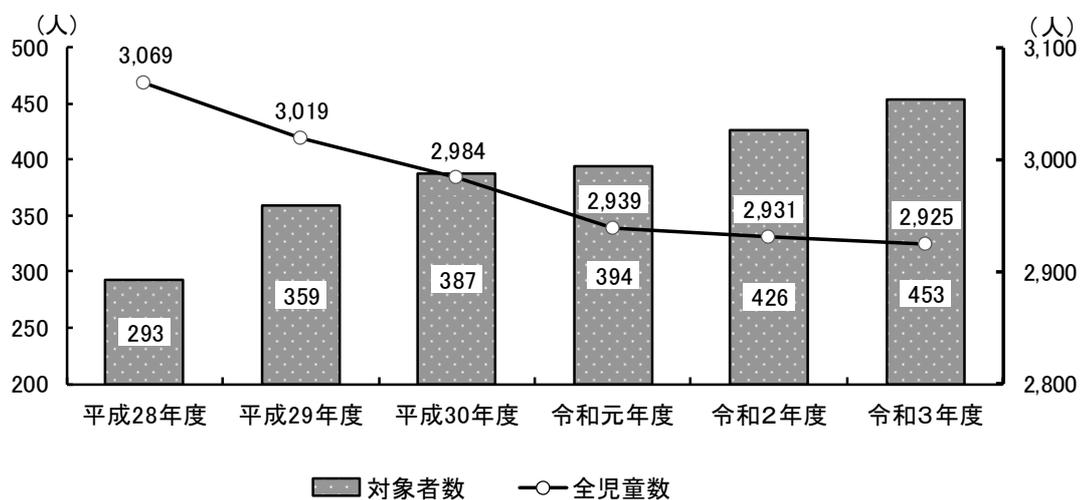
児童扶養手当受給者数は、児童数、受給者数ともに減少傾向にあります。



資料：茅野市調べ（各年度3月末日現在）

(7) 就学援助受給対象者数（小学生）の推移

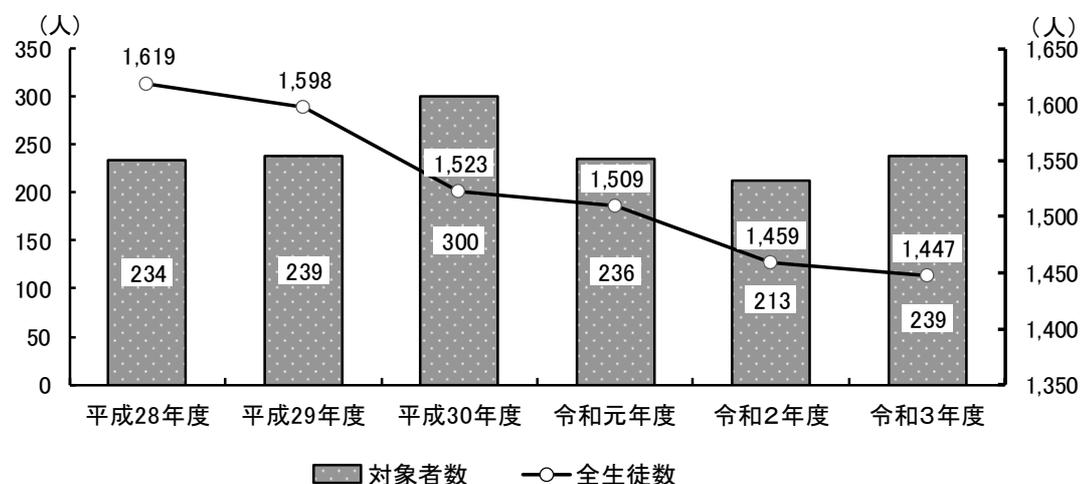
小学生の全児童数は減ってきていますが、就学援助受給対象者数は、年々増加傾向となっています。



資料：茅野市調べ（各年度3月末日現在）

(8) 就学援助受給対象者数（中学生）の推移

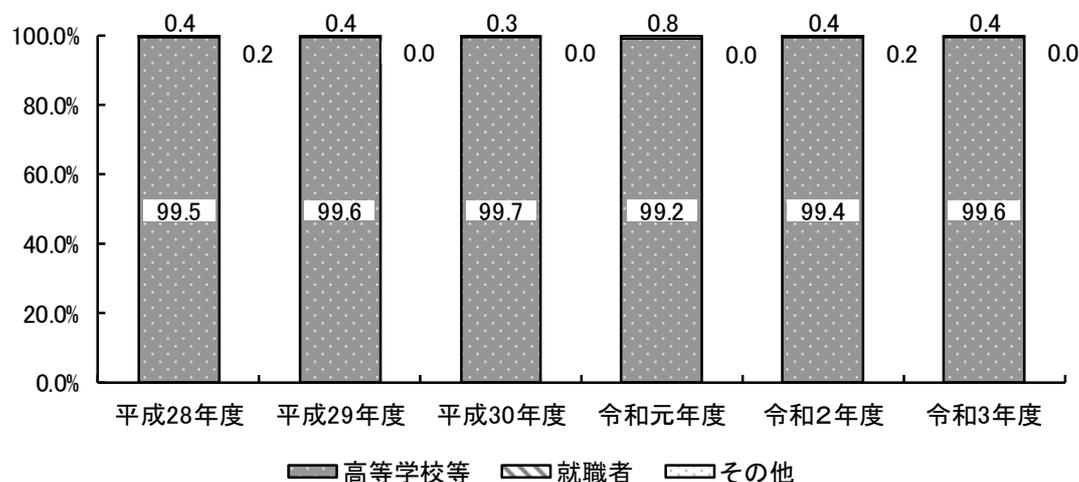
ここ6年間では、全生徒数は年々減少しており、中学生の就学援助受給対象者数は、平成30年度が一番多く、令和元年度、令和2年度は減少しましたが、令和3年度は増加しました。



資料：茅野市調べ（各年度3月末日現在）

(9) 中学校卒業後の状況

中学校卒業後の状況は、ここ6年間では大きな変化はなく、高等学校等への進学が高くなっています。

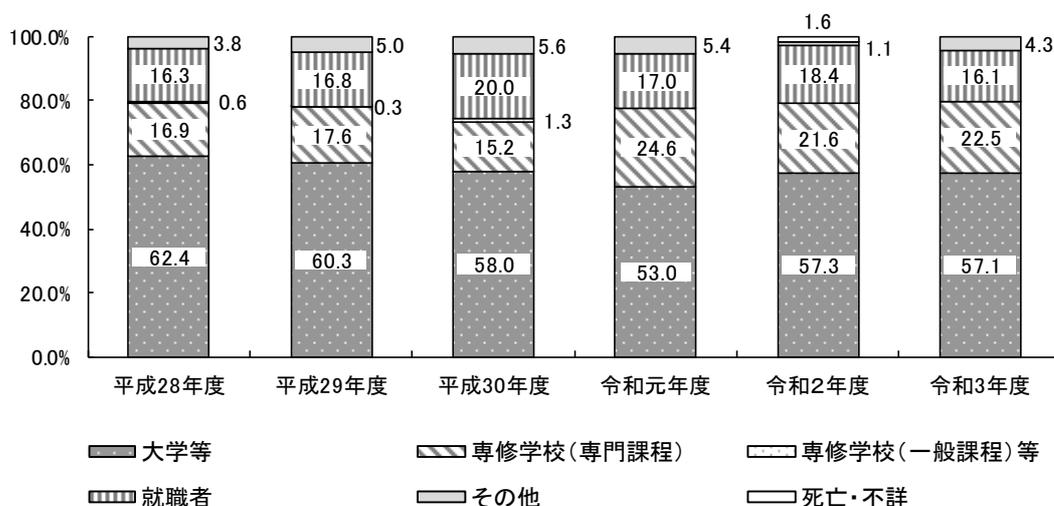


資料：学校基本調査（各年3月卒業者）

(10) 高等学校卒業後の状況の推移

高等学校卒業後の状況は、ここ6年間では大きな変化は見られませんが、就職者の割合が令和3年度で16.1%と最も低くなっています。

また、大学等の割合が平成28年度から減少傾向にあり、令和3年度で57.1%となっています。



資料：学校基本調査（各年3月卒業者）

2 子どもの生活状況調査からみえる子どもと家庭の状況

令和3年度実施した「茅野市子どもの生活状況調査」の調査結果からみえる子どもと家庭の状況をまとめました。

(1) 調査の目的

- ・茅野市の子どもとその保護者の生活状況を把握する。
- ・茅野市子どもの貧困対策推進計画の基礎資料とする。

(2) 調査対象及び回収状況

対象：市内の小学5年生と中学2年生の保護者及び児童・生徒

	児童・生徒			保護者		
	配付数	回収数	回収率	配付数	回収数	回収率
中2世帯	463	417	90.1%	463	395	85.3%
小5世帯	474	463	97.7%	474	451	95.1%
合計	937	880	93.9%	937	846	90.3%

(3) 調査の方法

- ・各学校に調査票（保護者用及び児童・生徒用）を配付
- ・学校から保護者に調査票を配付し、保護者は家庭で回答をして学校へ提出
- ・学校から児童・生徒に調査票を配布し、児童・生徒は学校で回答をして学校へ提出

(4) 調査期間

令和3年7月9日～令和3年7月16日

(5) 調査の主な結果

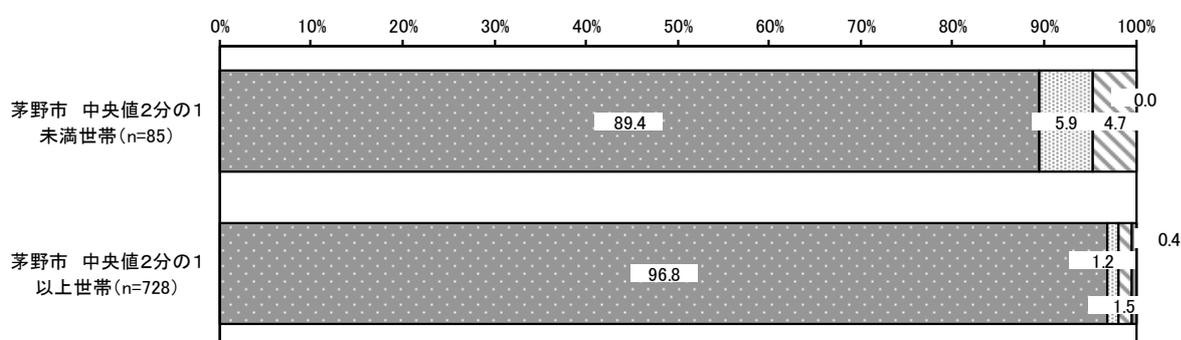
本章では、等価世帯所得によって、また世帯の状況によってどういう傾向があるか分析をしています。

①子育てに関する相談で頼れる人の有無

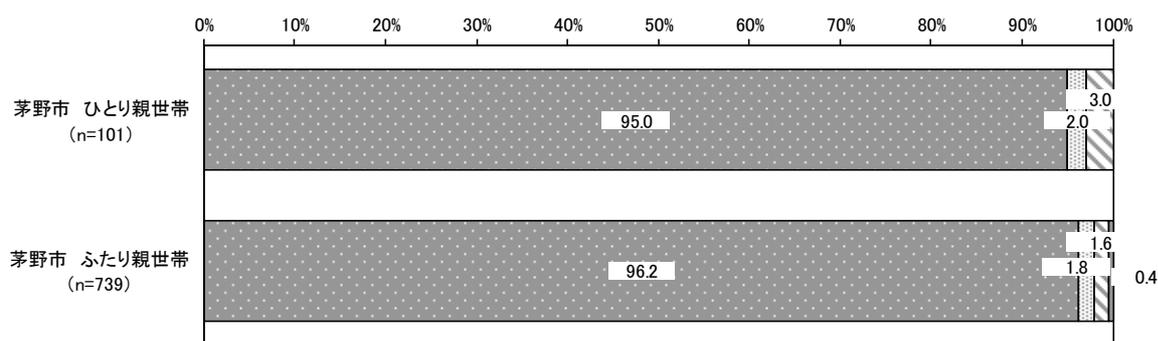
子育てに関する相談で頼れる人について、等価世帯所得別でみると、中央値2分の1未満世帯において、「いる」の割合が、中央値2分の1以上世帯に比べ低くなっています。また、中央値2分の1未満世帯の世帯で「そのことでは頼らない」の割合が若干高くなっています。

世帯の状況別でみると、大きな差異はみられません。

【等価世帯所得別】



【世帯の状況別】



いる
 いない

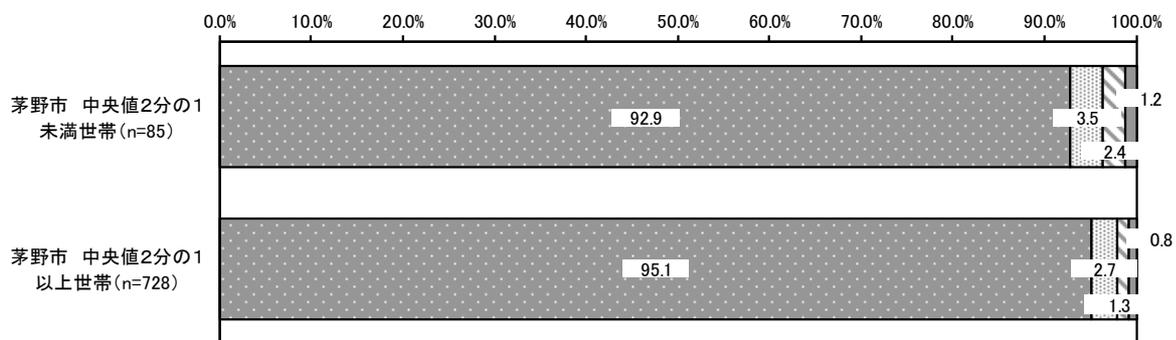
そのことでは頼らない
 不明・無回答

②重要な事柄の相談で頼れる人の有無

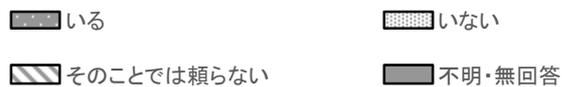
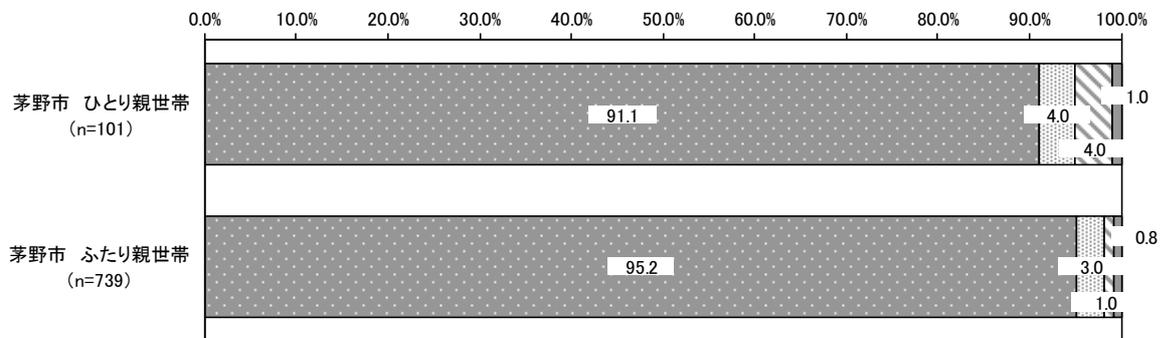
重要な事柄の相談で頼れる人について、等価世帯所得的貧困別でみると、中央値2分の1未満世帯において、「いる」の割合が、中央値2分の1以上世帯に比べ、若干低くなっています。

世帯の状況別でみると、ひとり親世帯において、「いる」の割合が、ふたり親世帯に比べ、若干低くなっています。

【等価世帯所得別】



【世帯の状況別】

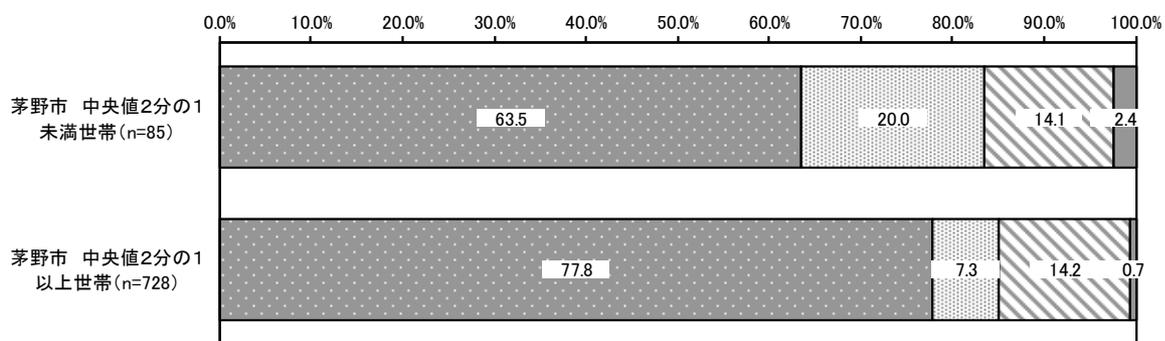


③いざという時のお金の援助で頼れる人の有無

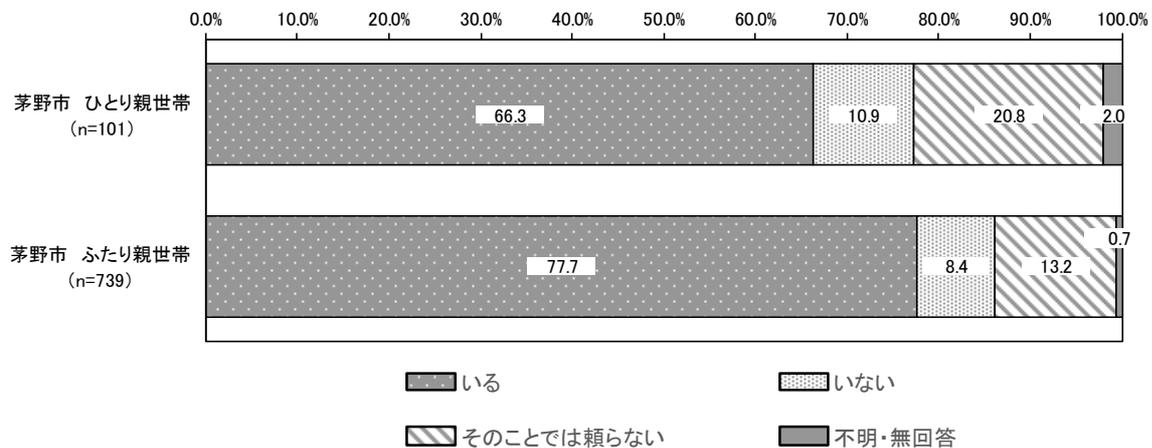
いざという時のお金の援助で頼れる人について、等価所得世帯別でみると、中央値2分の1未満世帯において、「いる」の割合が、中央値2分の1以上世帯に比べ低く、「いない」の割合が2割となっています。

世帯の状況別でみると、ひとり親世帯において、「いる」の割合が、ふたり親世帯に比べ低くなっています。

【等価世帯所得別】



【世帯の状況別】

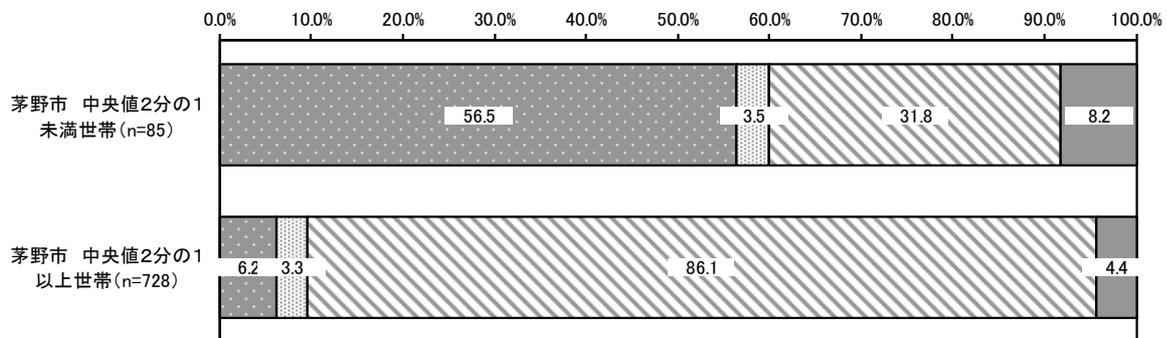


④就学援助の利用状況

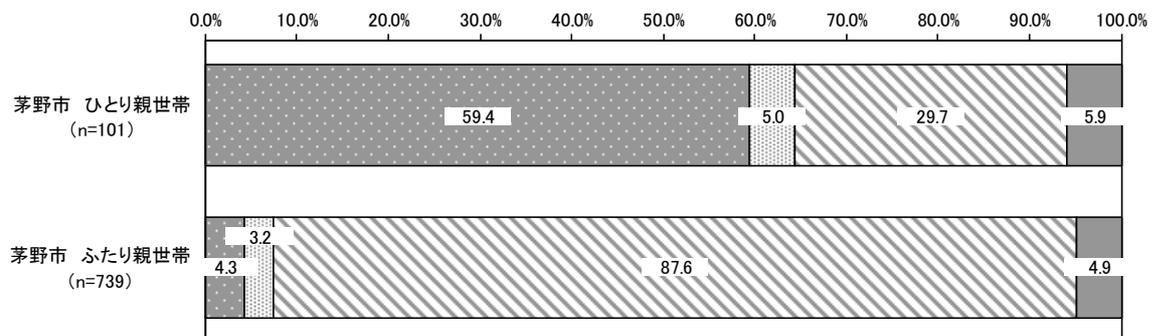
就学援助の利用状況について、等価世帯所得別で見ると、中央値2分の1未満世帯において、「現在利用している」の割合が、中央値2分の1以上に比べ高く、約6割となっています。

世帯の状況別で見ると、ひとり親世帯において、「現在利用している」の割合が、ふたり親世帯に比べ高く、約6割となっています。

【等価世帯所得別】



【世帯の状況別】



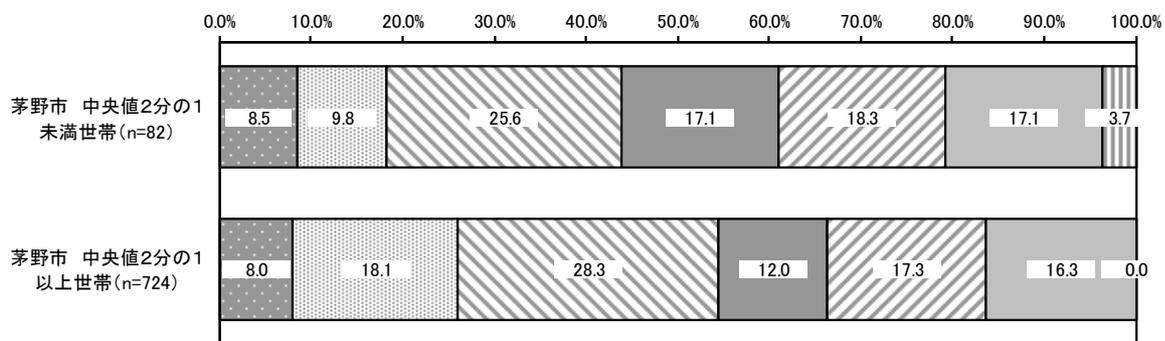
- 現在利用している
- 現在利用していないが、利用したことがある
- 利用したことがない
- 不明・無回答

⑤クラス内での学習成績

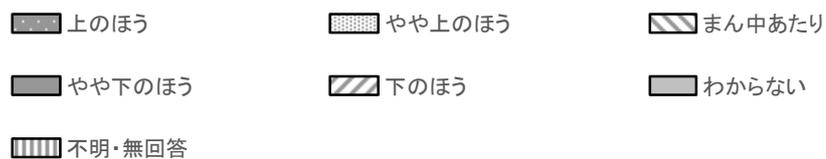
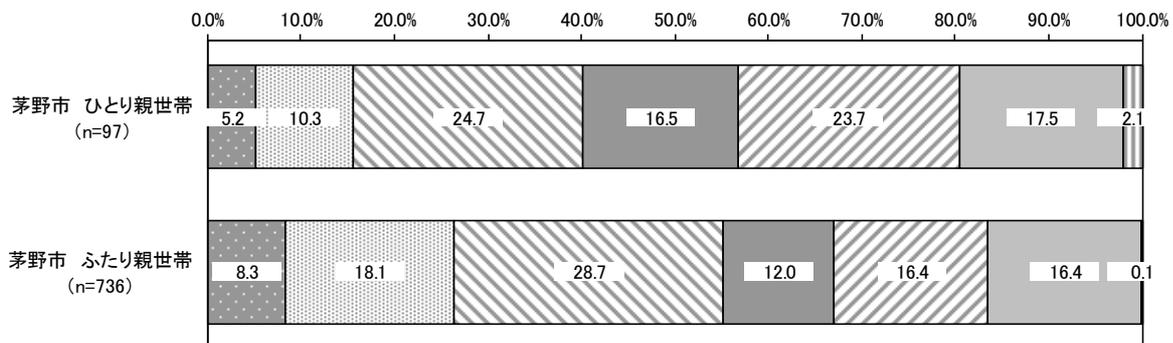
クラス内での学習成績について、等価世帯所得別で見ると、中央値2分の1未満世帯において、「やや下のほう」、「下のほう」の割合が、中央値2分の1以上世帯に比べ高くなっています。

世帯の状況別で見ると、ひとり親世帯において、「やや下のほう」、「下のほう」の割合が、ふたり親世帯に比べ高くなっています。

【等価世帯所得別】



【世帯の状況別】

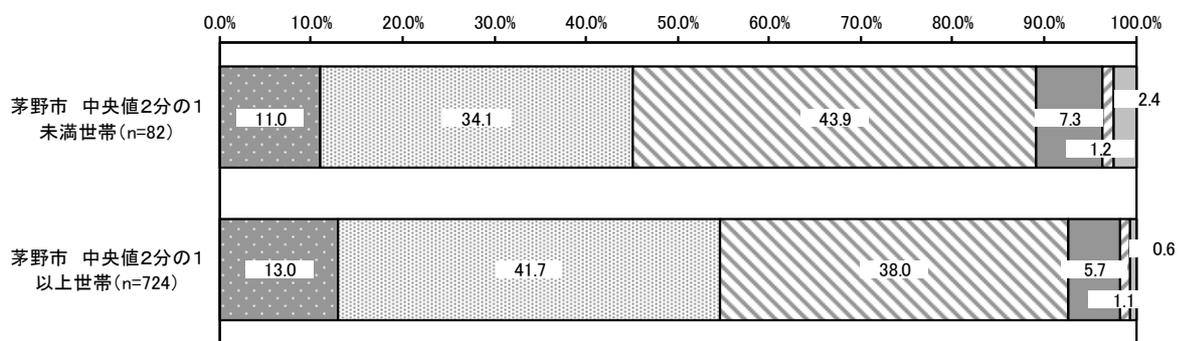


⑥学校の授業の理解度

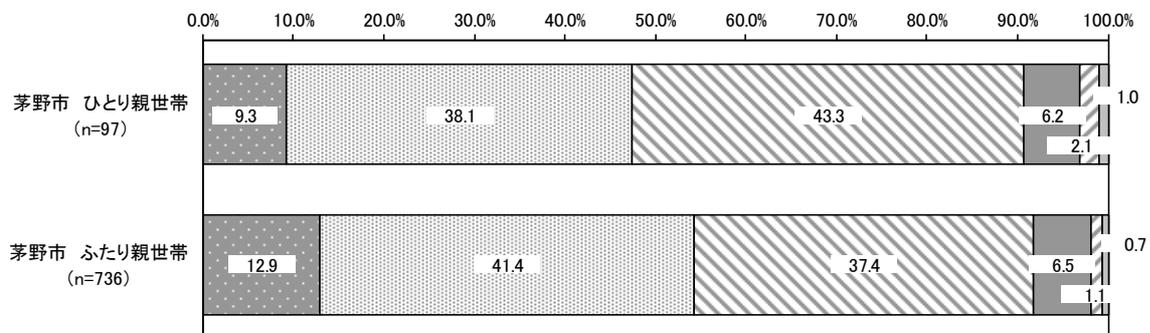
学校の授業の理解度について、相対的貧困別でみると、中央値2分の1未満世帯において、「だいたいわかる」の割合が、中央値2分の1以上世帯に比べ低く、「教科によってはわからない」の割合が高くなっています。

世帯の状況別でみると、ひとり親世帯において、「教科によってはわからない」の割合が、ふたり親世帯に比べ高くなっています。

【等価世帯所得別】



【世帯の状況別】



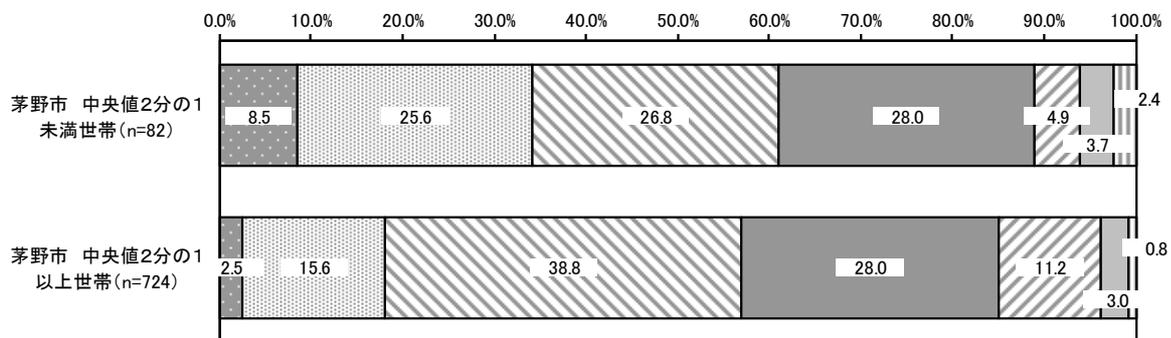
- いつもわかる
- だいたいわかる
- 教科によってはわからない
- わからないことが多い
- ほとんどわからない
- 不明・無回答

⑦学校がある日の学校以外での勉強時間

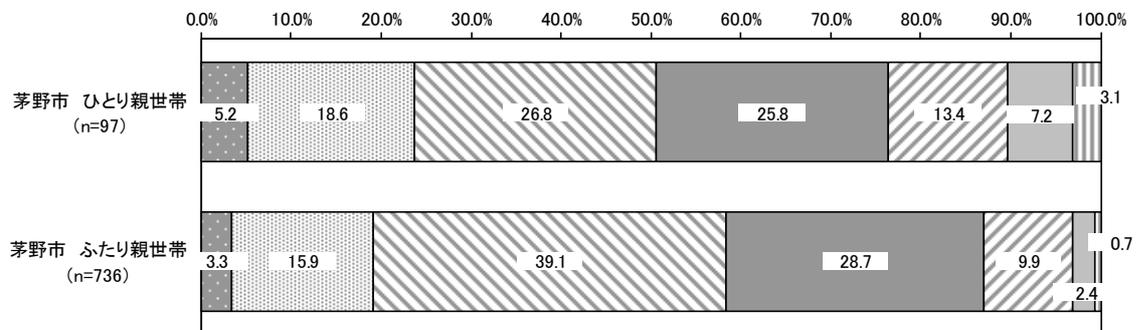
学校がある日の学校以外での勉強時間について、等価世帯所得別でみると、中央値2分の1未満世帯において、「まったくしない」、「30分未満」の割合が、中央値2分の1以上世帯に比べ高くなっています。

世帯の状況別でみると、ひとり親世帯において、「30分～1時間未満」の割合が、ふたり親世帯に比べ低くなっています。

【等価世帯所得別】



【世帯の状況別】



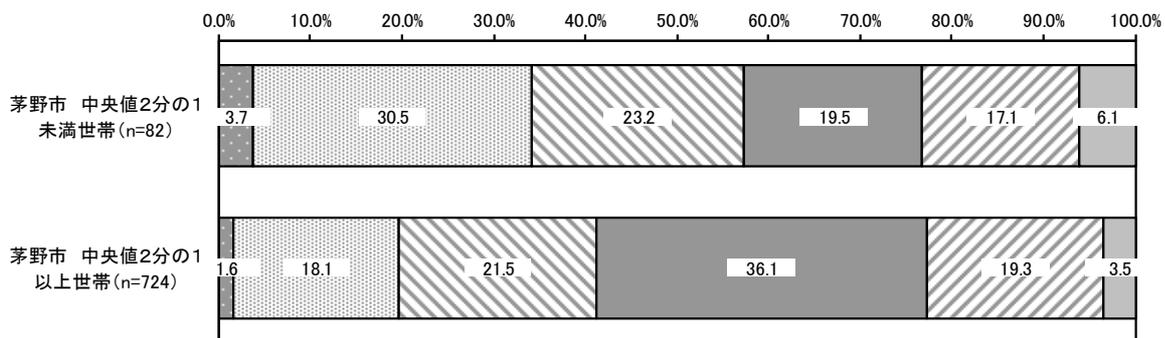
- まったくしない
- 30分未満
- 30分～1時間未満
- 1時間～2時間未満
- 2時間～3時間未満
- 3時間～
- 不明・無回答

⑧希望する進学先

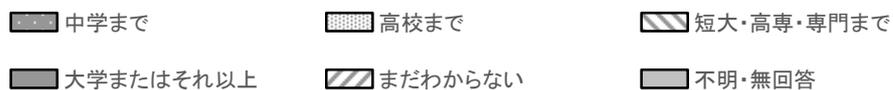
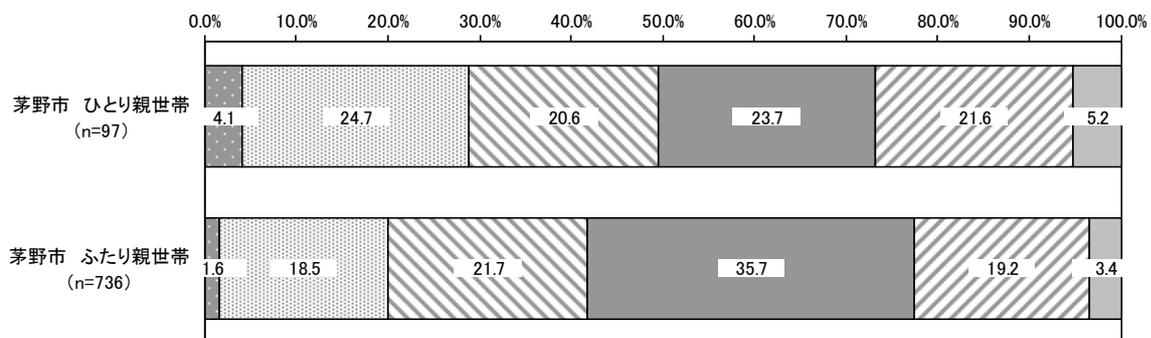
希望する進学先について、等価世帯所得別でみると、中央値2分の1未満世帯において、「高校まで」の割合が、中央値2分の1以上世帯に比べ高く、「大学またはそれ以上」の割合が低くなっています。

世帯の状況別でみると、ひとり親世帯において、「大学またはそれ以上」の割合が、ふたり親世帯に比べ低くなっています。

【等価世帯所得別】



【世帯の状況別】

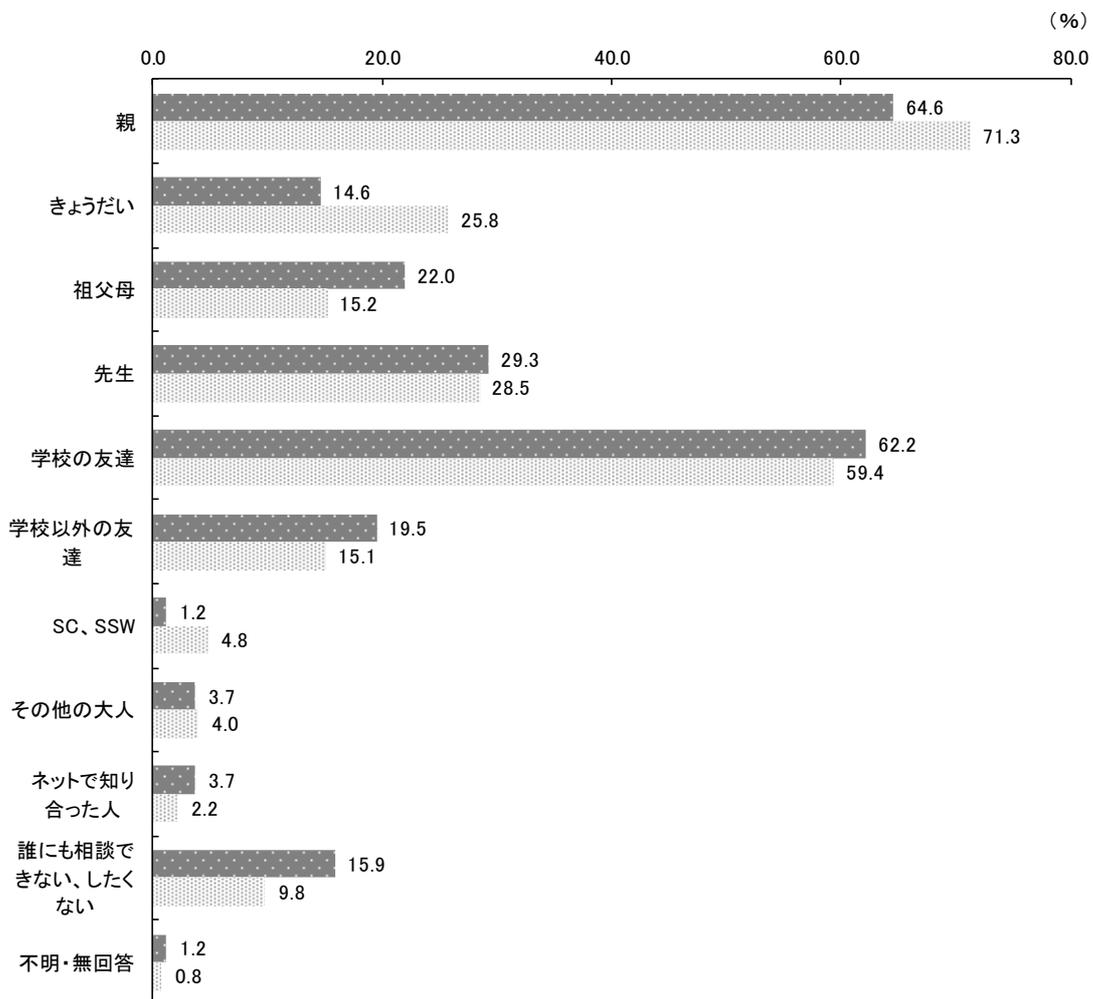


⑨相談できると思う相手

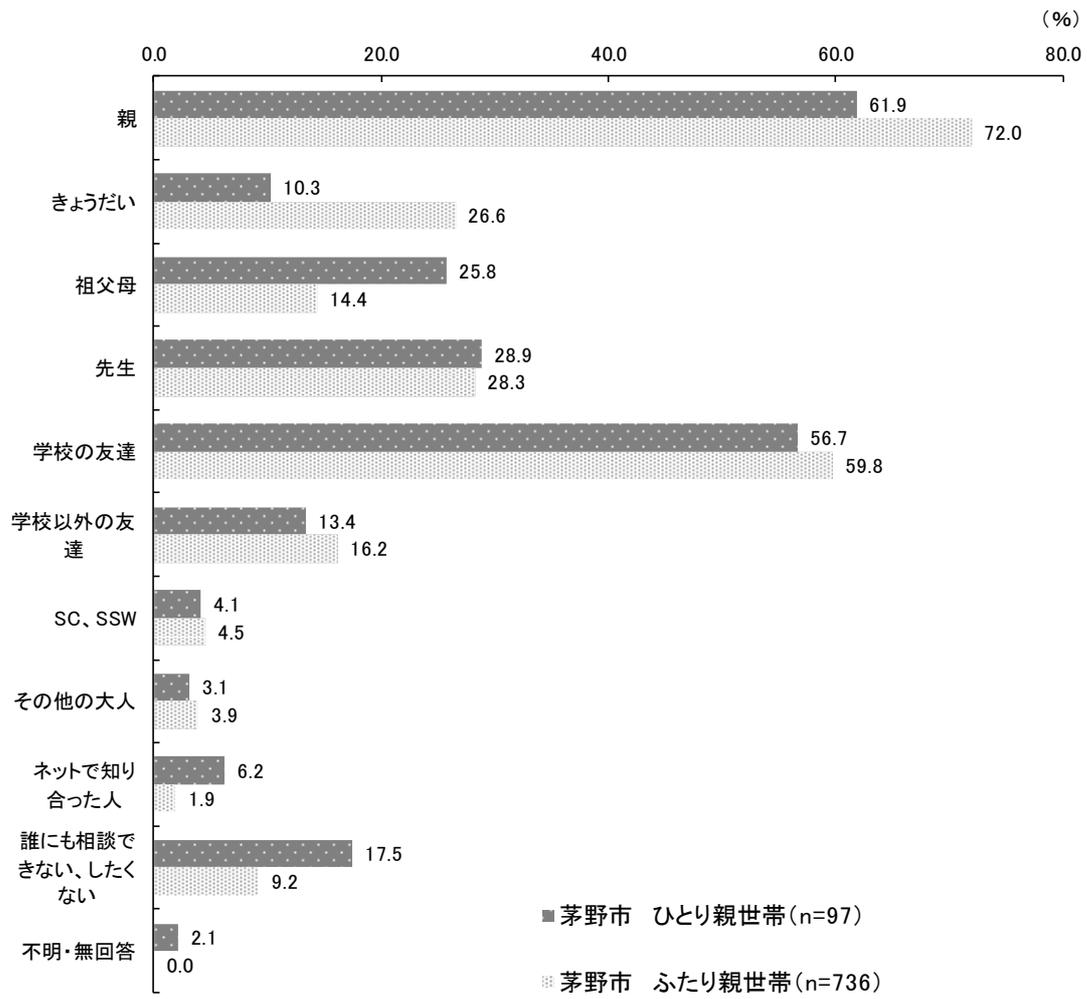
相談できると思う相手について、等価世帯所得別でみると、中央値2分の1未満世帯において、「親」、「きょうだい」の割合が、中央値2分の1以上世帯に比べ低く、「誰にも相談できない、したくない」の割合が高くなっています。

世帯の状況別でみると、ひとり親世帯において、「親」、「きょうだい」の割合が、ふたり親世帯に比べ低く、「祖父母」、「誰にも相談できない、したくない」の割合が高くなっています。

【等価世帯所得別】



【世帯の状況別】



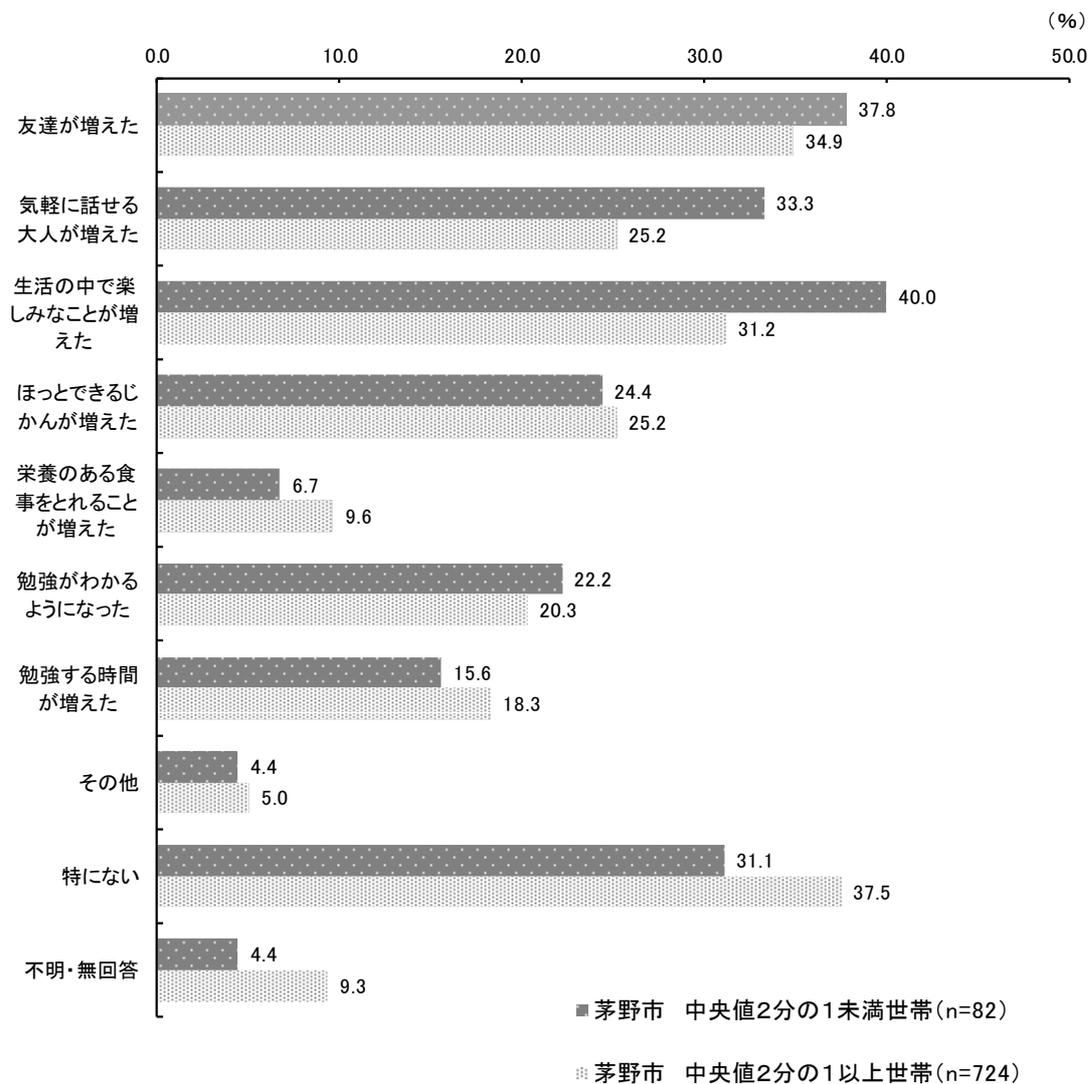
※その他の大人とは、学童クラブの人、地区こども館の人、塾・習い事の先生、地域の人など

⑩子どもが支援を利用した効果

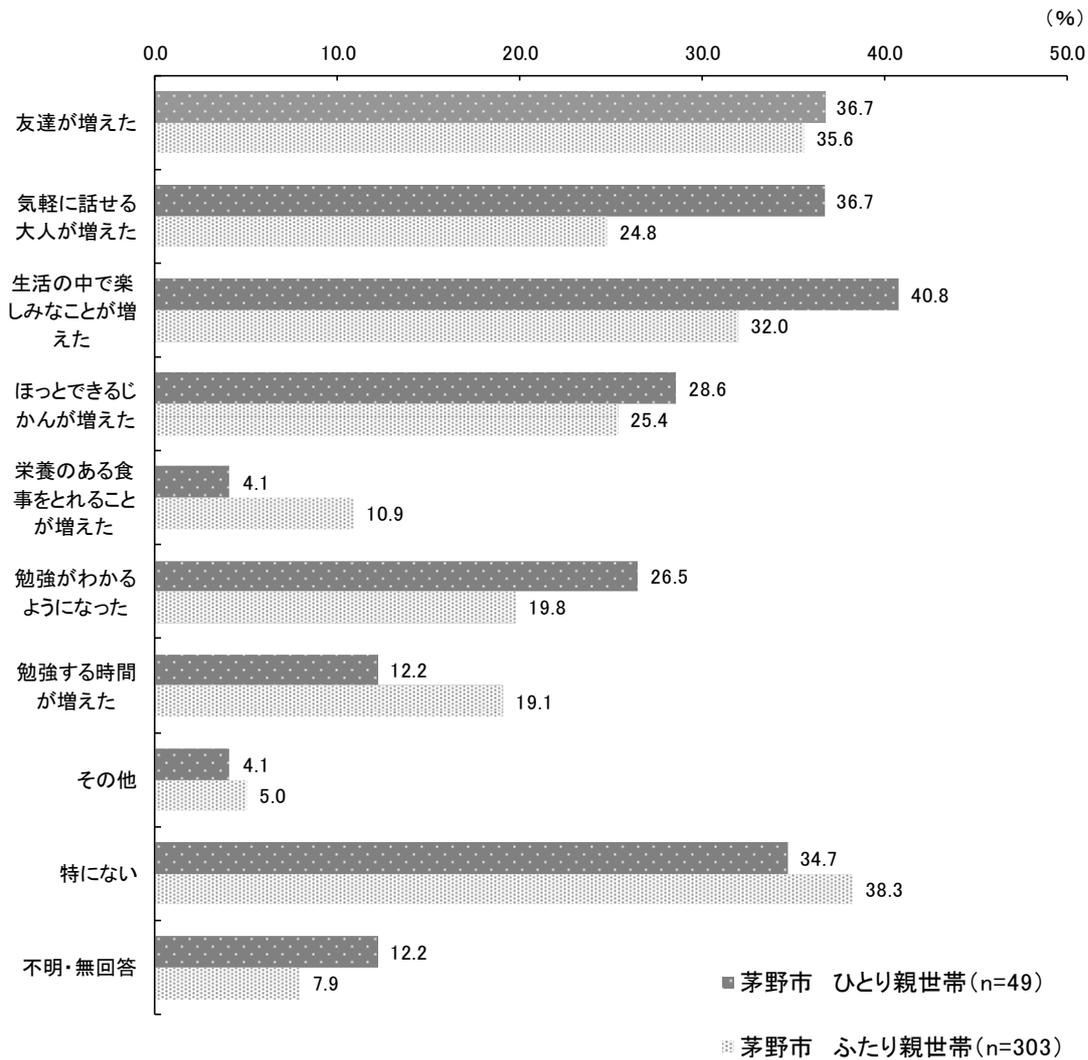
子どもが支援を利用した効果について、等価世帯所得別でみると、中央値2分の1未満世帯において、「気軽に話せる大人が増えた」、「生活の中で楽しみなことが増えた」の割合が、中央値2分の1以上世帯に比べ高くなっています。

世帯の状況別でみると、ひとり親世帯において、「気軽に話せる大人が増えた」、「生活の中で楽しみなことが増えた」、「勉強がわかるようになった」の割合が、ふたり親世帯に比べ高くなっています。

【等価世帯所得別】



【世帯の状況別】



※子どもが支援を利用したとは、（自分や友人の家以外で）平日の夜や休日を過ごすことができる場所、（自分や友人の家以外で）夕ごはんを無料か安く食べることができる場所（子ども食堂など）、勉強を無料でみてくれる場所、（家や学校以外で）何でも相談できる場所（電話やネットの相談を含む）、（家や学校以外で）平日の日中（学校の時間）を過ごすことができる場所、学童クラブ、地区子ども館、（自分や友人の家以外で）学童クラブと地区子ども館を除く学校の下校後の時間を過ごすことができる場所などの場所を1つ以上利用したことです。

3 子どもの貧困に関する指標

国の大綱では、子どもの貧困対策を総合的に推進するに当たり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため、34の指標を設定しています。本市においても、可能な範囲で同じ指標の数値を算出しました。

No	指 標	国	茅野市
教 育 の 支 援			
1	生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 (厚生労働省社会・援護局保護課調べ)	93.4%	100%
		令和3年4月1日現在	令和4年4月1日現在
2	生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率 (厚生労働省社会・援護局保護課調べ)	3.6%	0%
		令和3年4月1日現在	令和4年4月1日現在
3	生活保護世帯に属する子供の大学等進学率 (厚生労働省社会・援護局保護課調べ)	39.9%	0%
		令和3年4月1日現在	令和4年4月1日現在
4	児童養護施設の子供の進学率(中学校卒業後) (厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ)	96.4%	—
		令和2年5月1日現在	
5	児童養護施設の子供の進学率(高等学校卒業後) (厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ)	33.0%	—
		令和2年5月1日現在	
6	ひとり親家庭の子供の就園率(保育所・幼稚園等)(全国ひとり親世帯等調査)	81.7%	—
		平成28年11月1日現在	
7	ひとり親家庭の子供の進学率(中学校卒業後)(全国ひとり親世帯等調査)	95.9%	—
		平成28年11月1日現在	
8	ひとり親家庭の子供の進学率(高等学校卒業後)(全国ひとり親世帯等調査)	93.4%	—
		平成28年11月1日現在	
9	全世帯の子供の高等学校中退率 (児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査)	1.1%	—
		令和2年度	
10	全世帯の子供の高等学校中退者数 (児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査)	34,965人	—
		令和2年度	
11	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合(小学校)(文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)	56.9%	100%
		令和2年度	令和3年度
12	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合(中学校)(文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)	61.7%	100%
		令和2年度	令和3年度
13	スクールカウンセラーの配置率(小学校)(文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)	86.2%	100%
		令和2年度	令和3年度
14	スクールカウンセラーの配置率(中学校)(文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)	91.8%	100%
		令和2年度	令和3年度

15	就学援助制度に関する周知状況（入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助就学援助制度の書類を配付している市町村の割合） （文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課調べ）		81.1%	100%
			令和3年度	令和3年度
16	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況（小学校） （文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課調べ）		83.7%	100%
			令和2年度	令和3年度
17	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況（中学校） （文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課調べ）		85.1%	100%
			令和2年度	令和3年度
18	高等教育の修学支援新制度の利用者数 （独立行政法人日本学生支援機構調べ、文部科学省調べ）	大学	23.0万人	—
			令和3年度	
		短期大学	1.6万人	
			令和3年度	
		高等専門学校	0.3万人	
			令和3年度	
	専門学校	7.0万人		
		令和3年度		
生活の安定に資するための支援				
19	電気、ガス、水道料金の未払い経験（ひとり親世帯） （生活と支え合いに関する調査（特別集計））	電気料金	14.8%	6.9%
		ガス料金	17.2%	5.9%
		水道料金	13.8%	5.0%
			平成29年	令和3年度
20	電気、ガス、水道料金の未払い経験（子供がある全世帯） （生活と支え合いに関する調査（特別集計））	電気料金	5.3%	3.5%
		ガス料金	6.2%	2.5%
		水道料金	5.3%	3.3%
			平成29年	令和3年度
21	食料又は衣服が買えない経験（ひとり親世帯） （生活と支え合いに関する調査（特別集計））	食料が買えない経験	34.9%	30.7%
		衣服が買えない経験	39.7%	40.6%
			平成29年	令和3年度
22	食料又は衣服が買えない経験（子供がある全世帯） （生活と支え合いに関する調査（特別集計））	食料が買えない経験	16.9%	10.8%
		衣服が買えない経験	20.9%	14.1%
			平成29年	令和3年度
23	子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合（ひとり親世帯） （生活と支え合いに関する調査（特別集計））	重要な事柄の相談	16.9%	4.2%
		いざという時のお金の補助	20.9%	14.1%
			平成29年	令和3年度
24	子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合（等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位） （生活と支え合いに関する調査（特別集計））	重要な事柄の相談	7.2%	—
		いざという時のお金の補助	20.4%	
			平成29年	

保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援			
25	ひとり親家庭の親の就業率（母子世帯） （国勢調査）		83.0%
			令和2年
26	ひとり親家庭の親の就業率（父子世帯） （国勢調査）		87.8%
			令和2年
27	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合（母子世帯） （国勢調査）		50.7%
			令和2年
28	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合（父子世帯） （国勢調査）		71.4%
			令和2年
経済的支援			
29	子供の貧困率	国民生活基礎調査	13.5%
			平成30年
		全国家計構造調査	8.3%
			令和元年
30	ひとり親世帯の貧困率	国民生活基礎調査	48.1%
			平成30年
		全国家計構造調査	57.0%
			令和元年
31	ひとり親家庭のうち養育費についての取り決めをしている割合（母子世帯） （全国ひとり親世帯等調査）		42.9%
			平成28年度
32	ひとり親家庭のうち養育費についての取り決めをしている割合（父子世帯） （全国ひとり親世帯等調査）		20.8%
			平成28年度
33	ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合（母子世帯） （全国ひとり親世帯等調査）		69.8%
			平成28年度
34	ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合（父子世帯） （全国ひとり親世帯等調査）		90.2%
			平成28年度

※19～23の数値は令和3年度茅野市子どもの生活状況調査（小学校5年生、中学校2年生とその保護者対象）から算出

1 子どもの生活に関する課題

子どもたちが、安心して健やかに成長するためには、親子ともに社会的に孤立せず、安定した生活環境が整っていることが重要ですが、生活が困窮している世帯では、親子の関わりが少ない傾向があり、衣食住など基本的な生活習慣が身についていないとの指摘があります。子どもが安心して過ごせる居場所の確保や、生活習慣を定着させるための取組を進める必要があります。

2 子どもの教育に関する課題

生活が困窮している世帯では、学校の授業の理解度が低く、また学校がある日の学校以外での勉強時間が少ないなどの現状が見受けられます。

すべての子どもが能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦するには、学ぶ意欲を持ち続けられる環境を整えることが必要です。

また、子どもたちが様々な人と関わりをもち、自己肯定感を育み、創造力を伸ばすことができるよう、家庭や学校だけでなく、地域での居場所づくりを進め、地域全体で子育てを支援できる体制づくりが必要です。

3 相談体制の課題

生活が困窮している世帯は、困ったときに頼れる親族・友人や相談相手が少ないという結果が出ており、孤立している可能性があります。子どもたちの健やかな成長のためには、子育て家庭を地域で支えていくとともに、それぞれの事情に対応するために必要な支援へつなぐことができる相談窓口や支援者のネットワークの構築が必要です。

また、困難を抱える子どもや保護者がどのような背景を抱えているかを十分に理解し、できるだけ早期に寄り添って支援できるよう支援者への啓発や研修の充実等も検討していくことが求められます。

1 基本理念

本計画では、茅野市たくましく・やさしい・夢のある子どもを育む条例（平成24年12月27日条例第19条）の前文に掲げる「全ての市民が、安心して子どもを育てることができるまちづくり、少年・少女時代を過ごせてよかったと思えるまちづくり」を受け、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右され、経済的困難な状況が世代を超えて連鎖することがないように、教育の機会均等や必要な環境整備を図り、全ての子どもがその将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指します。

【基本理念】

全ての市民が、安心して子どもを育てることができるまち、
少年・少女時代を過ごせてよかったと思えるまち

2 基本方針

基本理念を実現していくため、「相談・支援体制の充実とつなぎの強化」、「子どもとその家庭への支援」を基本方針として、子どもの未来を応援する施策を展開します。

基本方針 1 相談・支援体制の充実とつなぎの強化

全ての子どもたちが夢や希望をもって成長していけるよう、地域や社会全体で子どもの「現在」と「将来」を支援する地域づくりが必要です。市民や教育・保育機関、地域団体などの地域の担い手と行政がともに、「地域の見守り」や「気づき」を大切に、地域全体で気づき、キャッチアップし、繋ぎ、支えていく支援体制の整備を進めます。

基本方針 2 子どもとその家庭への支援

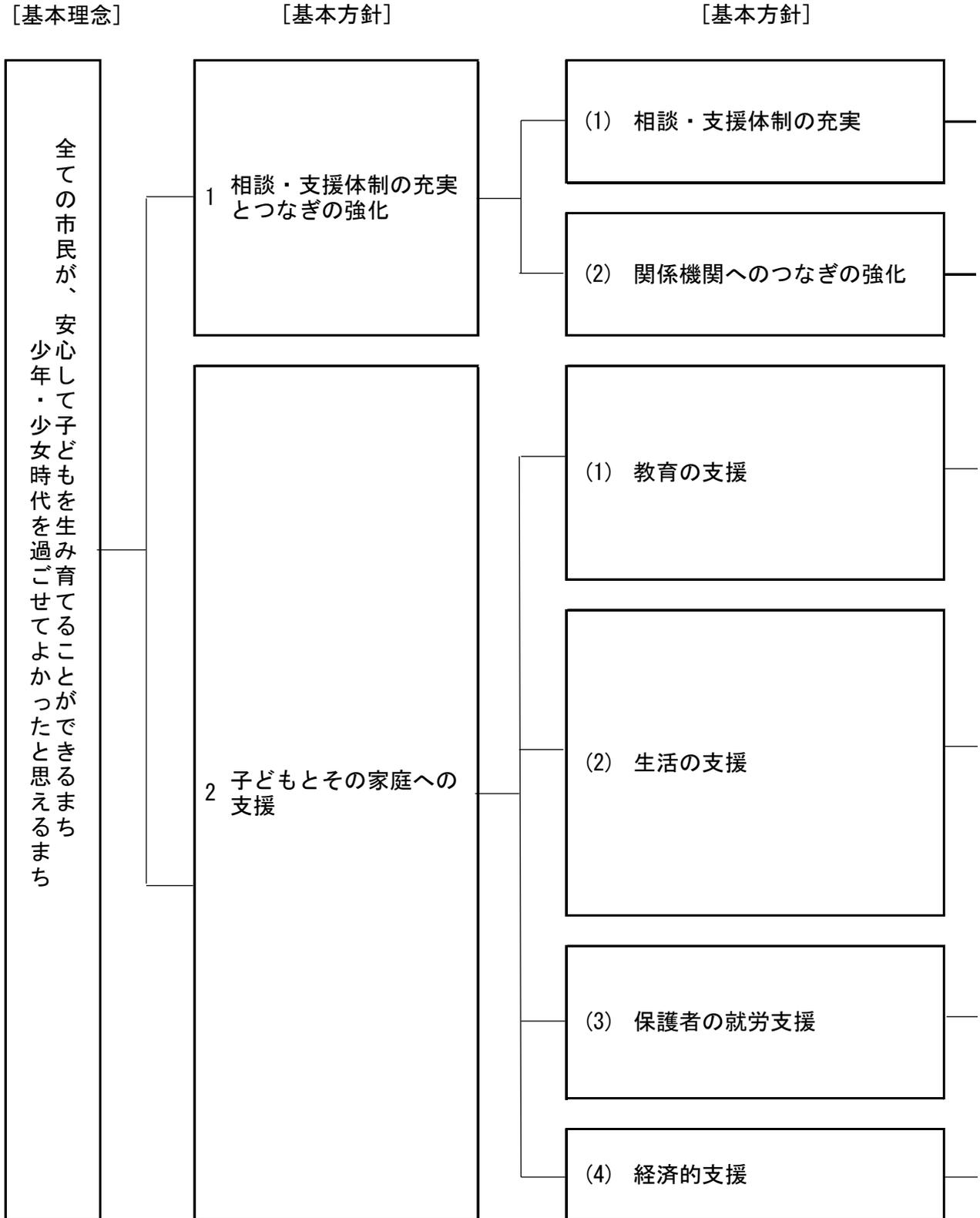
子どもが生まれ育った環境や家庭の経済状態に左右されることなく、すべての子どもが自分の希望に沿った中で社会の一員になり豊かな人生を実現するためには、能力や可能性を最大限伸ばし、それぞれの夢に挑戦できるようにすることが重要です。

すべての子どもが質の高い教育を受けられるよう、就学の援助、学資の援助や学習の支援その他の教育に関する支援が、それらを必要とする子どもに確実に届くような仕組みを構築します。

また、保護者の安定した生活や自立、健康確保に向け、速やかに支援を受けられる体制を整備するとともに、困難な状況に置かれた子どもたちが健全に育成され、基本的な生活・学習習慣を確立し、自立を図るための支援を推進します。

3

施策の体系



[具体的施策]

○子育て世代包括支援センター、子ども・家庭総合支援拠点「育ちあいの」、「まいさぼ茅野市」を核とした相談・支援体制の充実

○市の支援機関や他の公的支援機関、学校等の教育機関との連携
 ○民間の支援団体や地域の支援者との連携
 ○国や県の支援制度へとつなげる支援

1	子どもの居場所づくり推進事業	8	育英事業
2	放課後子供教室の実施に向けた検討	9	小中一貫教育推進事業
3	子ども会育成会支援事業	10	生きる力を育む小・中学校づくり事業
4	保育園における食育推進事業	11	遠距離児童・生徒通学支援事業
5	保育所運営事業	12	要保護・準要保護児童・生徒就学援助事業
6	幼保小連携教育推進事業費	13	コミュニティスクール促進事業
7	心の教育事業		

14	子どもの居場所づくり推進事業（再掲）	24	産後ケア・産婦健診事業
15	子ども家庭総合支援拠点事業	25	子ども子育て支援関連事業
16	ファミリー・サポート・センター事業	26	乳幼児健診事業
17	子育て短期支援事業	27	親子広場事業
18	親支援推進事業	28	こころの相談事業
19	ながの子育て家庭優待パスポート事業	29	民生児童委員活動支援事業費
20	地域活動・子育て支援事業	30	住居確保給付金支給事業
21	心の教育事業（再掲）	31	家計改善支援事業
22	妊婦一般健診事業	32	一時生活支援事業
23	パパママ講座・赤ちゃん相談事業	33	自立相談支援事業

34	ひとり親家庭等支援事業	39	一時保育事業
35	母子父子自立支援員及び女性相談員事業	40	病児・病後児保育支援事業
36	学童クラブ運営事業	41	就労準備支援事業
37	保育所運営事業（再掲）	42	養護学校学童クラブ事業
38	延長保育事業		

43	児童扶養手当給付事業	46	生活保護事業
44	児童手当給付事業	47	住居確保給付金支給事業（再掲）
45	育英事業（再掲）	48	福祉医療費給付等事業

第5章

施策の展開

1 基本方針 1 相談・支援体制の充実とつながりの強化

(1) 相談・支援体制の充実

子どもたちが、健やかに育成するためには、生活に困難を抱えている子どもや家庭に早期に気づき、適切な支援につなげていくことが必要であることから、子どもや家庭にとって身近な地域において困りごとに気づき、支えていく支援体制の充実を図ります。

本市における庁内連携を更に推進するとともに、教育と福祉の連携を強化し、地域や教育現場での気づきが適切かつ円滑に相談支援機関につながる包括的な支援体制づくりに取り組みます。

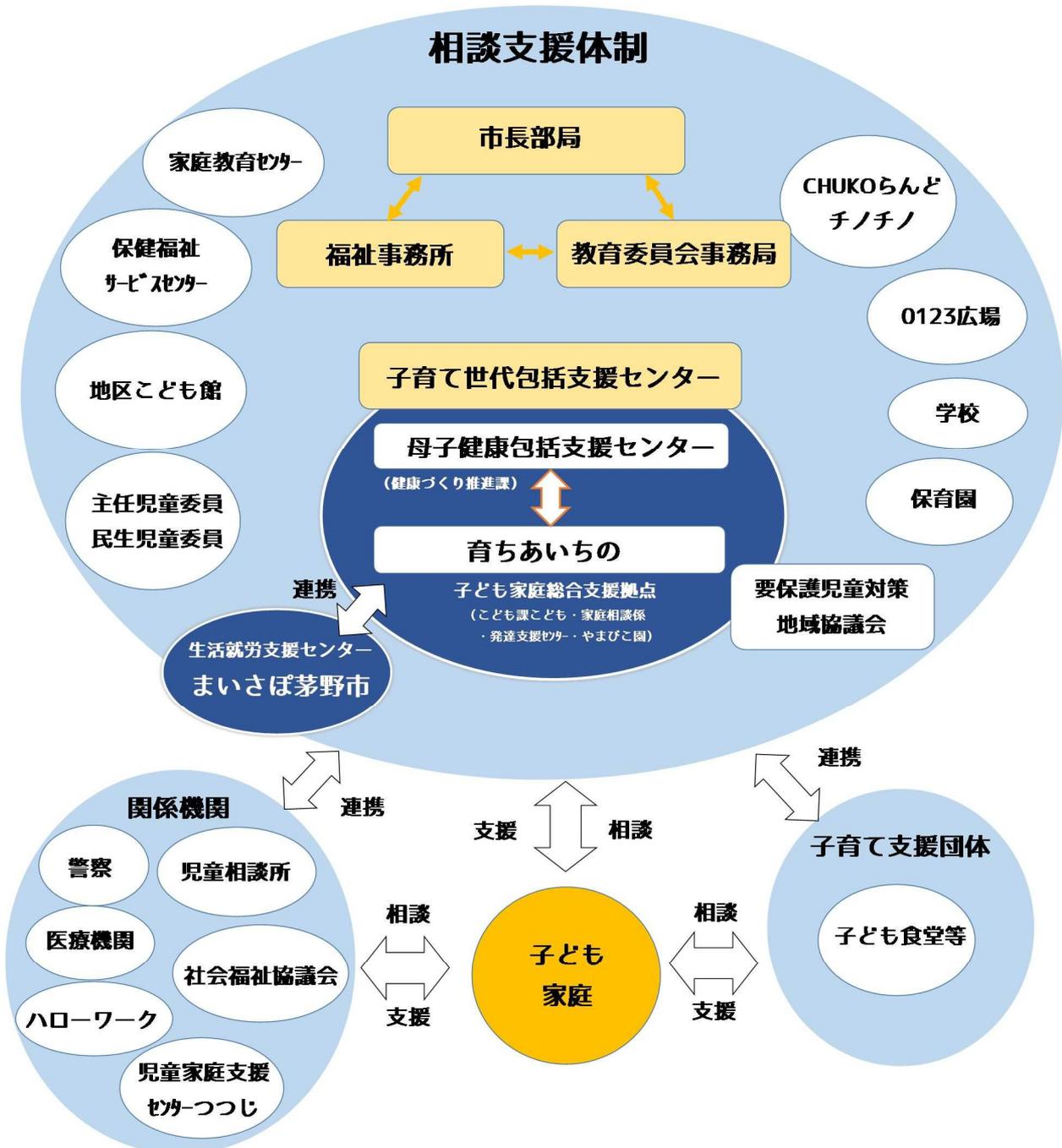
(2) 関係機関へのつながりの強化

支援が必要な家庭に携わる支援者は、庁内外の支援や相談窓口についての情報を把握し、家庭の困りごとに合わせて適切な支援につなぎます。

また、子育てについて困りごとがあり、どこに相談したらよいか悩んでいる方には、「育ちあいちの」が子育て家庭に関わる相談について総合的に受付を行い、必要とする支援を見つけ、関係機関との連携を図り、国や県をはじめとする各主体の支援制度につなげます。

また、関係機関との連携を強化し、地域全体で子どもと子育て家庭を見守るまちづくりを推進するため、地域の多様な主体が日常的に子育て家庭を支えます。

相談・支援体制の充実と関係機関へのつなぎの強化



○主な相談窓口の説明

名称		機能	担当課
子育て世代包括支援センター	母子健康包括支援センター (利用者支援事業「母子保健型」)	○妊娠期から子育て期にわたる総合的な支援を実施	健康づくり推進課
	子ども家庭総合支援拠点 「育ちあいの」 (利用者支援事業「基本型」)	○子ども家庭支援全般に係る業務 ○要支援児童・要保護児童等への支援業務 ○関係機関との連絡調整	こども課 こども・家庭相談係 発達支援センター
生活就労支援センター まいさぼ茅野市		○就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性などの事情により、経済的に困窮している人、困窮するおそれのある人を支援	地域福祉課 生活福祉係

2 基本方針2 子どもとその家庭への支援

(1) 教育の支援

学校教育による学力保障、学校を窓口とした福祉関係機関との連携、地域全体で家庭教育を支える支援体制の整備、地域による学習支援などを通じて、総合的に対策を推進します。また、多様な学びの推進や将来のキャリア教育等、次世代を生き抜く力の育成に対して、教育の機会均等を保障するため、教育にかかる経済的負担の軽減を図ります。

【 主な取組・事業 】

No	事業名	事業内容	担当課
1	子どもの居場所づくり推進事業 拡充	地域の大人と子どもとのつながりの中で、子ども達の成長を支え、困難を乗り越えて自立する力をつけるため、学習支援、食事提供、生活相談等の複数の機能・役割を持ち、家庭機能を補完する「一場所多役」の子どもの居場所を推進する。 (拡充) 運営団体と懇談会を行い、相談体制の充実を図る。	こども課
2	放課後子供教室の実施に向けた検討 新規	子どもたちの放課後の体験機会の充実を図るため、地区こども館及び学童クラブにおいて多様な体験プログラム、スポーツ活動及び学習支援などのプログラムを実施する放課後子供教室の実施に向けた検討を行う。	
3	子ども会育成会支援事業	「子どもが主役の子ども会」を目指し、子ども会活動を子どもたちが自ら企画・運営できるよう茅野市子ども会育成連絡協議会、地区・単位子ども会への支援を行う。	
4	保育園における食育推進事業	家庭と園が連携し「食をとおしての元気で豊かな地域づくり」を目指した食育に取り組む。	幼児教育課
5	保育所運営事業	保護者が働いているなどの理由により保育を必要とする子どもの保育を行う。	
6	幼保小連携教育推進事業費	幼児期から児童期への育ちと学びが連続的につながるよう、幼保小の職員連携、保護者連携、異年齢交流と接続期カリキュラムの四つの取組を行う。	
7	心の教育事業	発達障がいや特性等により特別な支援を要する児童生徒の適正な就学に向けた教育支援委員会の開催や不登校児童生徒等への中間教室等の設置による学習環境の整備、スクールカウンセリングの実施等により個々の児童生徒に応じた適切な教育を推進する。	学校教育課
8	育英事業	能力、将来性等を有しながら経済的理由により高等学校等に修学することが困難な家庭に対して、奨学金を支給又は貸与し経済的負担の軽減を図る。	

No	事業名	事業内容	担当課
9	小中一貫教育推進事業	市内の4中学校区ごとに課題・育てたい子ども像を明らかにした上で小中学校の9年間を通じた教育目標・構想を定め、一貫した教育により小中学校が連携し義務教育の質的向上を図る。	学校教育課
10	生きる力を育む小・中学校づくり事業	小中学校が地域に開かれ、地域に根差した教育を推進するため、子どもたちが地域社会の年齢や立場の異なる人々と世代を超えて直接交流する事業に対して補助を行う。	
11	遠距離児童・生徒通学支援事業	市内小中学校へ遠距離通学をする児童生徒の保護者に対し、通学に要する費用の一部を補助する。	
12	要保護・準要保護児童・生徒就学援助事業	教育基本法第4条及び第2項並びに学校教育法第19条の規定に基づき、経済的理由により就学困難と認められる児童又は生徒に対し学用品等の必要経費の一部を補助する。	
13	コミュニティスクール促進事業	地域とともにある学校づくりのために、各学校のコミュニティスクール運営協議会等に保護者や地域住民が参画し、活動が活発に行われるよう支援を行う。	

(2) 生活の支援

保護者及び子どもが社会的孤立に陥ることのないよう、妊娠した時からの相談体制を整え、孤独の育児の防止を図るとともに、子どもの成長段階に添った切れ目のない支援を行います。

【主な取組・事業】

No	事業名	事業内容	担当課
14	子どもの居場所づくり推進事業	※再掲	こども課
15	子ども家庭総合支援拠点事業 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭児童相談員、子ども家庭支援員、保健師、臨床心理士、社会福祉士、スクールソーシャルワーカー、スーパーバイザーなどの専門職員を配置し、早期支援体制をつくり、家庭だけでなく、保育園・学校支援をはじめ、子どもとその家庭をとりまく環境を整えながら、総合的かつ継続的支援を行う。 保護者の心身の安定を図るための家庭教育カウンセラーによるカウンセリングを行う。 必要な支援を継続して受けられるよう、どんぐり手帳を作成、配布する。 (拡充)保健福祉分野との連携を強化し、多様な相談に適切に対応できる体制をつくる。	

No	事業名	事業内容	担当課
16	ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を受けたい方と、援助を行いたい方が会員となり、保育施設等（保育所・幼稚園、小学校、児童クラブ等）までの送迎、保育施設等終了後や買い物、冠婚葬祭等の外出時の一時預かり等、子育てについての助け合いを行う相互援助活動に関する連絡、調整を行う。	こども課
17	子育て短期支援事業	児童を養育している家庭において保護者の疾病、出産等の社会的な理由や、保護者の仕事の理由等その他の理由により、児童を養育することが緊急かつ一時的に困難になった場合、児童養護施設等に短期入所させ子育てを支援する。	
18	親支援推進事業 新規	※事業内容見直し 子どもが安心して過ごせる居場所の確保や生活習慣を定着させ、自立に向けて必要な親子の体験の場を提供する。	
19	ながの子育て家庭優待パスポート事業	子育て家庭に対して、地域の企業、店舗、施設が各種サービスを提供することにより、子育て家庭を地域全体で支える機運を醸成することの拡大を図る。	
20	地域活動・子育て支援事業	未就園親子の交流や相談・支援の機会を提供し、そこでの活動の中で、早期に育児相談や子育て支援を行う。	幼児教育課
21	心の教育事業	※再掲	学校教育課
22	妊婦一般健診事業	妊婦への健診費用を助成することで、経済的な負担の軽減を図る。	健康づくり推進課
23	パパママ講座・赤ちゃん相談事業	<ul style="list-style-type: none"> ・パパママ講座は、妊娠期に両親を対象として子育ての心構えについて考え、育児体験や妊娠期の過ごし方を学習する。 ・赤ちゃん相談は、乳幼児の発育発達の確認、育児支援の相談の場として、月2回実施する。 ・マタニティ相談は、安心なお産への身体づくりや不安解消のための個別相談を実施する。 	健康づくり推進課
24	産後ケア・産婦健診事業	産後間もない母親の体調不良や育児不安に対し、医師、助産師等の専門的支援を実施することにより、安心して出産、育児に繋がるとともに、併せて、健診費用の助成をする。	
25	子ども子育て支援関連事業	妊娠期から子育て期に向けて切れ目なく必要な支援を実施し、子育てを包括的に支援する。	
26	乳幼児健診事業	母子保健法に基づく健康診査を実施。子どもの成長発達を健診を通して親子で確認し、疾病の早期発見に繋げる。	
27	親子広場事業	育児支援が必要な親子を対象に専門スタッフが遊びを通して子どもの成長発達を促す。	

No	事業名	事業内容	担当課
28	こころの相談事業	うつ病等から自殺を予防するため、周囲など広く一般にうつ病を理解していただくとともに、身近に心配な方がいるときは、早期に相談機関への受診をすすめるなど、対処方法などの啓発を行う。	健康づくり 推進課
29	民生児童委員活動 支援事業費	身近な相談者として専門機関へのつなぎ役となり、地域住民の生活を支える。	地域福祉課
30	住居確保給付金支 給事業	離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある者に対して、有期で家賃相当額を支給することにより、安定した住居の確保と就労自立を図る。	
31	家計改善支援事業	家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計に関するアセスメントを行い、家計状況を「見える化」し、家計再生の計画、家計に関する個別プランを作成し、利用者の家計管理意欲を引き出す取り組みを行う。 (家計管理に関する支援、滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援、債務整理に関する支援、貸付けのあっせんなど)	
32	一時生活支援事業	住居のない生活困窮者であって、収入等が一定水準以下の者に対して、一定期間内(原則3か月)に限り、宿泊場所の提供や衣食の提供を行う。	
33	自立相談支援事業	生活困窮者及び生活困窮者の家族その他関係者からの相談に応じ、アセスメントを実施して個人の状態にあったプランを作成し、必要なサービスの提供につなげる。 (関係機関への同行訪問や就労支援、関係機関とのネットワークづくりと地域に不足する社会資源の開発など) 生活困窮者の自立と尊厳の確保しながら、「断らない相談支援」として生活困窮者の状況に応じた包括的な支援を実施する。	

(3) 保護者の就労支援

就労の機会を確保するための保護者への相談援助や資格取得への支援をはじめ、保育事業等を推進することで保護者の就労を支援します。

【主な取組・事業】

No	事業名	事業内容	担当課
34	ひとり親家庭等支援事業	ひとり親家庭等を対象に、日常生活支援、身元保証人確保対策、母子生活支援施設入所措置費の負担、母子家庭等自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金の給付を行う。	こども課
35	母子父子自立支援員及び女性相談員事業	配偶者のいない母等で、現に児童を扶養している者及び寡婦の生活や就労に関する相談に応じ、その自立に必要な情報提供、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。DV 案件や女性相談に対しては緊急避難対応や相談内容に応じた個別支援を行う。	
36	学童クラブ運営事業	昼間、保護者が家庭にいない児童に対して、家庭的な雰囲気の中で適切な遊びや集団生活の中での指導を行うことにより児童の健全育成を図るとともに、保護者の仕事と子育てを支援することを目的に小学校空き教室で学童保育を行う。	
37	保育所運営事業	※再掲	幼児教育課
38	延長保育事業	保育園等に入所する児童で、保育短時間認定をうけている保護者の就労事情等から、認定時間内に送迎ができない場合に延長保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉の向上を図る。	
39	一時保育事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合に、保育園で保育を行い児童の福祉の増進を図る。	
40	病児・病後児保育支援事業	児童が病気又は病気の回復期にあり、集団生活の困難な期間において一時的にその児童を預かり保育をすることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援する。	
41	就労準備支援事業	直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対して、一般就労に従事する準備としての基礎能力（日常生活自立、社会生活自立、就労自立）の形成を、計画的かつ一貫して支援する。	
42	養護学校学童クラブ事業	諏訪養護学校小学部、中学部に通う、昼間、保護者が家庭にいない児童・生徒に対して、家庭的な雰囲気の中で適切な遊びや集団生活の中での指導を行うことにより児童・生徒の健全育成を図るとともに、保護者の仕事と子育てを支援することを目的に、諏訪養護学校の一室を借り学童保育を行う。	地域福祉課

(4) 経済的支援

経済的な理由から就学や進学をあきらめることのないよう、各種手当、助成や貸付金等を組み合わせて生活の基盤を下支えしていく等の経済的支援を行います。

【 主な取組・事業 】

No	事業名	事業内容	担当課
43	児童扶養手当給付事業	父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の推進を図ることを目的として、児童扶養手当を支給する。 精神又は身体に障害のある満20歳未満の児童の福祉の増進を図ることを目的とした特別児童扶養手当の手続きを行う。	こども課
44	児童手当給付事業	家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とし、児童を養育している方に手当を支給する。	こども課
45	育英事業	※再掲	学校教育課
46	生活保護事業	現に生活に困窮している方に、最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、困窮の程度に応じて生活費、住居費等の必要な保護を実施する。	地域福祉課
47	住居確保給付金支給事業	※再掲	地域福祉課
48	福祉医療費給付等事業	早期適切な受療と医療費の家計への負担軽減を図り、福祉の増進を図ることを目的とする。 こども、障害者、母子家庭の母子等、父子家庭の父子の保険診療の対象となる医療費（医科、歯科、調剤、訪問看護療養費、入院時食事代等）に対し、福祉医療費給付金を支給する。	高齢者・保険課

計画の推進に向けて

1 計画の推進にあたって

計画の推進にあたっては、関係部局に対し、計画の進捗状況の確認、計画に基づく施策の推進について協議を進め、よりよい事業を推進していきます。

また、より多くの市民の方に「茅野市こども・家庭の豊かな未来づくり推進計画（茅野市子どもの貧困対策推進計画）」を周知するために、市のホームページ掲載や概要版の配布等を行うとともに、各関係機関等との会議などで直接計画の考え方を説明し、理解を求めていきます。

2 計画の推進体制

本計画は、教育、保健、福祉等の幅広い分野にわたり総合的、効果的に推進する必要があり、庁内関係部署をはじめ子育てに関係する支援団体や地域住民等の協力が不可欠です。

そのため、市民等に対して積極的に情報を提供していくとともに、行政、各種団体、地域の支援者との連携を強化・充実していきます。

また、庁内各課で実施している施策や事業について、「茅野市こども・家庭の豊かな未来づくり推進本部」の幹事会議により諸施策の連絡調整、進捗管理を実施し、「茅野市こども・家庭応援会議」において有識者等からの意見を交え主要事業が子どもの貧困対策に効果的であるかを検証し、施策の展開及び軌道修正を図ります。